
グリーンファイナンスに関する動向等について

2026年9月15日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

本資料の構成

- 1. 新規策定・改定された国内計画等**
2. 国際的なガイダンス等への対応
3. 発行事例調査結果
4. 市場動向

法令・計画等におけるキーワード等の確認

- 新規策定・改定された環境分野の計画等について、資金使途になりうるキーワードを整理した。
- 確認を実施した環境分野の法令・計画等については以下の通り。

主な対象分野	法令・計画名等	概要
気候変動	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律	2026年7月公布。 - 建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の促進、省エネ性能の一層の向上により、2050年カーボンニュートラルの実現を図るための法律。
	第3次気候変動影響評価報告書	2026年2月公表。 - 気候変動が日本にどのような影響を与えるのかについて、科学的知見に基づき、重大性、緊急性、確信度の3つの観点から評価を行ったもの。第3次評価では「特に強い影響を受ける地域・対象」・「適応策及びその効果」の観点からも、科学的知見を整理。
循環経済	循環経済行動計画	2026年4月循環経済に関する関係閣僚会議決定。 - 世界的な資源獲得競争の激化を踏まえ、二次資源の安定供給の確保と循環経済への移行を国家戦略として推進するための具体的施策を取りまとめた行動計画。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律	2026年6月公布。 - 使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業に対する規制を導入するとともに、非常災害により生じた廃棄物の適正、円滑かつ迅速な処理を一層推進するための制度的な措置を講じるもの。
	太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律	2026年6月公布。 - 太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講じるもの。
自然資本	地域生物多様性増進法	2024年4月公布、2025年4月施行。 - ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずるもの。
	ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプランVer.1.0	2026年3月公表。 - 化学物質管理を通じてネイチャーポジティブの実現に貢献するため、国際的な動向や化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）国内実施政策等を踏まえつつ、ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプランとして、6つの対応オプションとアクションを2030年までの対応方針として策定。
	ネイチャーファイナンス実践ガイドライン	2026年9月公表。 - 自然資本の保全・回復および持続可能な利用に貢献するネイチャーファイナンスを推進・拡大するため投資家・金融機関等が投融資プロセスにおいて自然資本への依存と影響を考慮するべき事項を整理したガイドラインとして策定。
その他	グリーンインフラ推進戦略2030	2026年1月公表。 - グリーンインフラの取組を加速するため、「社会資本整備・土地利用」「地域づくり」「気候変動適応・防災減災」等の分野における今後の方向性や取組方針を示したものの。自然環境が有する多様な機能を活用し、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル及び防災・減災等の社会課題の同時解決を図ることを目的としたもの。
	グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン（中間とりまとめ）	2026年3月公表。 - グリーンインフラ事業への民間資金の導入促進に向け、事業の環境・社会的価値の整理や評価の考え方、資金調達に係る留意点等を示したものの。グリーンインフラが有する防災・減災、生物多様性保全、気候変動適応、地域活性化等の多面的な価値を可視化し、金融機関や投資家による資金供給を促進することを目的としたもの。
	環境配慮契約法（グリーン契約法）基本方針改定	2026年3月閣議決定。 - 地域共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避ける旨を基本方針に規定。
	グリーン購入法基本方針改定	2026年2月閣議決定。 - 環境政策上の課題や技術革新等を踏まえ、基本方針の見直しを通じて継続的に更新するもの。

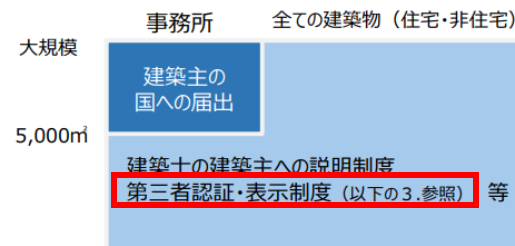
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律

- 建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体の脱炭素化を評価する制度を創設するとともに、先導的な省エネ技術の大臣認定制度や、**建築物の環境性能に係る第三者認証・表示制度**を整備するもの。
 - ✓ **グリーンリストには、小分類10-1に「ライフサイクルでの温室効果ガス排出削減」の記載があることから現時点での追記の検討は不要か。**

法案の概要

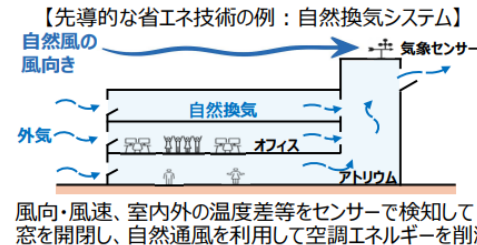
1. 建築物のライフサイクルカーボン評価制度

- 建築主、建築士、建設業者、建築材料・建築設備の製造事業者等の**関係者の役割を明確化**
- 国が建築物ライフサイクルカーボン評価の指針（**統一の算定ルール**）を策定
- 一定の建築物の新築等について、**建築主は、着工前の建築物ライフサイクルカーボン評価結果を国に届出**



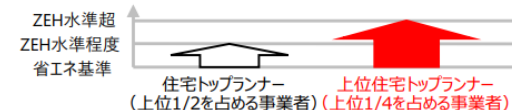
2-①. 先導的な省エネ技術の評価する大臣認定

- 先導的な省エネ技術を用いた建築物において、**大臣が個別にZEH・ZEB水準適合を認定**



2-②. 上位住宅トップランナー制度

- 概ね市場の**1/4を占める住宅供給事業者は、中長期計画を策定し、取組状況を毎年度報告**



3. 建築物の環境性能の第三者認証・表示制度

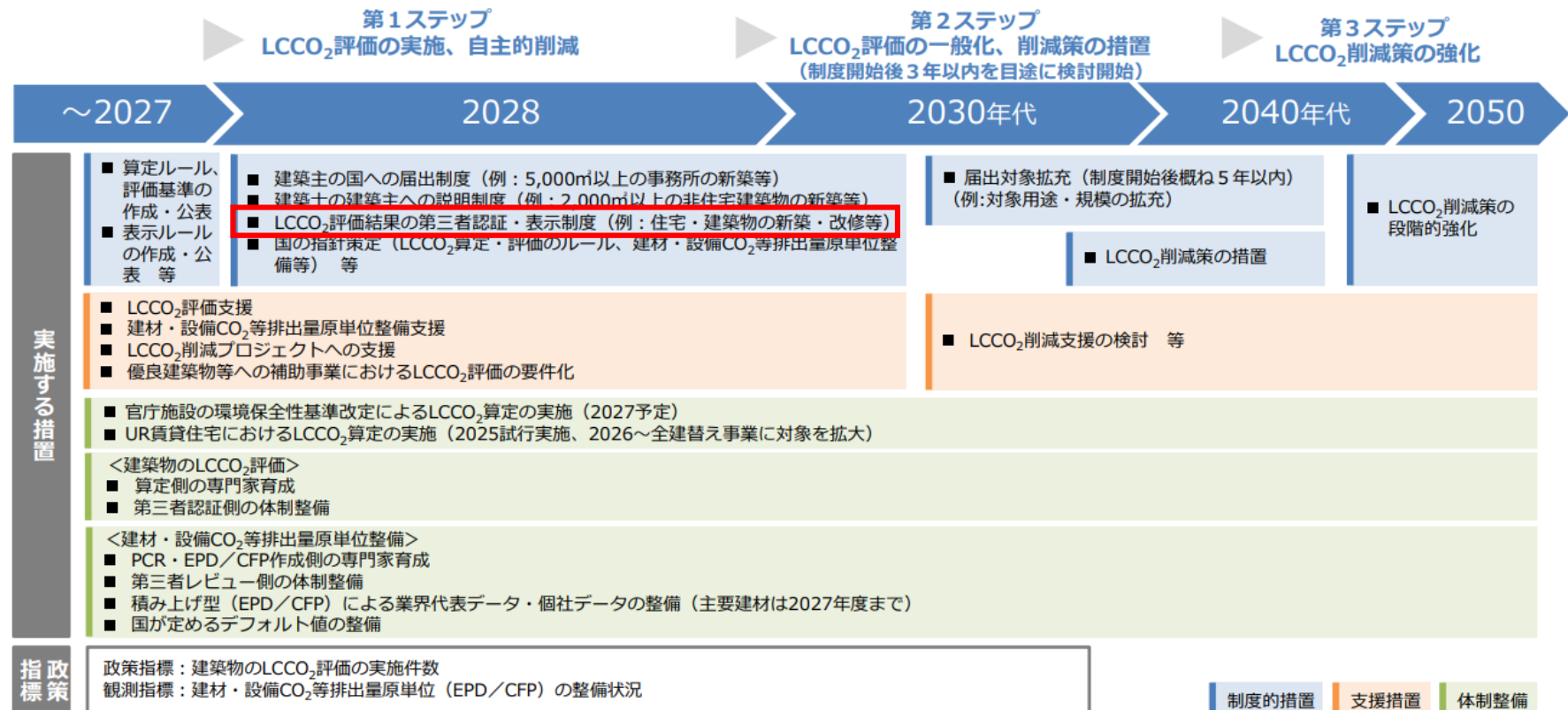
- 建築主等は、建築物のライフサイクルカーボン評価結果及び省エネ性能について、登録機関による第三者認証を受け、**標章を表示することができることとし、紛らわしい表示を禁止**

4. その他

- 法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上**及び脱炭素化の促進**に関する法律」とする等の措置を講じる

建築物のライフサイクルカーボン（LCCO₂）の削減に向けたロードマップ

- 建築物のライフサイクルカーボンの削減に向け、2028年度を目途に、建築主によるLCCO₂評価結果の届出や**第三者認証・表示制度**等を開始する予定。今後、算定・表示ルール、建材・設備のCO₂排出量原単位、第三者認証体制等の整備を進めることが計画されている。
- ✓ 今後検討が進むにつれて、指標の例等への追記の参考になりうるか。



制度的措置 支援措置 体制整備

第3次気候変動影響評価報告書

- 気候変動が日本にどのような影響を与えるのかについて、科学的知見に基づき、重大性、緊急性、確信度の3つの観点から評価を行ったもの。
- 第3次評価では「特に強い影響を受ける地域・対象」・「適応策及びその効果」の観点からも、科学的知見が整理されている。

評価結果一覧 例

大項目	小項目	第3次評価			
		重大性			緊急性
		現状(約1℃上昇)	1.5~2℃上昇時	3~4℃上昇時	
農業・林業・水産業 ⇒ p. 40					
農業	水稻 ⇒ p. 42	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)
	野菜等 ⇒ p. 45	レベル2 (***)	レベル2 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (***)
	果樹 ⇒ p. 46	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)
	麦、大豆、飼料作物等 ⇒ p. 48	レベル2 (**)	レベル2 (**)	レベル2 (**)	レベル3 (**)
	畜産 ⇒ p. 49	レベル3 (***)	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (***)
	病害虫・雑草等 ⇒ p. 50	レベル2 (***)	レベル3 (*)	レベル3 (*)	レベル3 (***)
	農業生産基盤 ⇒ p. 51	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)
	食料需給 ⇒ p. 52	レベル2 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (**)
林業	木材生産(人工林等) ⇒ p. 53	レベル2 (**)	レベル2 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (**)
	特用林産物(きのこ類等) ⇒ p. 54	レベル2 (***)	レベル2 (*)	レベル2 (*)	レベル3 (***)
水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態) ⇒ p. 55	レベル2 (**)	レベル2 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (**)
	増養殖業 ⇒ p. 56	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (**)
	沿岸域・内水面漁場環境等 ⇒ p. 58	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (**)

重大性・緊急性・確信度が高い項目等の気候変動影響の例

分野	気候変動影響の例
農業・林業・水産業	【農業—水稻】 ● 夏季の高温による白未熟粒の増加、それに伴う外観品質の低下・1等米比率の低下 ● さらなる気温の上昇による収量の減少 ● 斑点米カメムシ類の分布の拡大
水環境・水資源	【水資源—水供給地】 ● 渇水の増加、水温の上昇等による水源の水質の悪化、それらに伴う取水の制限 ● 積雪量の減少・融雪の早期化による春季の河川流量の減少、それに伴う農業用水の不足 ● 河川流量の減少及び海面上昇による河川の塩水遡上の範囲・継続時間の増加
自然生態系	【沿岸生態系—温帯・亜寒帯】 ● 海水温の上昇・植食性魚類の分布の北上による藻場生態系の縮小 ● 熱帯性サンゴ群集への置き換わり ● 海洋酸性化の進行による多くの生物種への影響 ● 海面水位の上昇による塩性湿地への影響
自然災害・沿岸域	【河川—洪水】 ● 極端な大雨の頻度・強度の増加による洪水の発生日数の増加 ● 浸水面積あたりの被害額の増加 ● 降雨量の増加による洪水ピーク流量、氾濫発生確率の増加
健康	【暑熱—熱中症】 ● 熱中症による救急搬送者数・死亡者数の増加 ● 特に高齢者・梅雨明け時期・高緯度地域でのリスクの増加
国民生活・都市	【健全な生活とその基盤—インフラ・ライフライン等】 ● 大雨・台風等によるライフライン(電気・ガス・水道・通信)の寸断 ● 洪水・土砂災害等の増加による交通インフラの維持コスト増加・安定性の悪化 ● 台風・海面水位上昇による直接的被害、冷却水として利用する海水温の上昇による発電出力の低下等の電力インフラへの影響

第3次気候変動影響評価報告書

- 第3次気候変動影響評価報告書に記載されている内容について、グリーンリストの資金使途例等の参考となりうるキーワードを整理。

グリーンリストに明示されていない記載

小分類	小分類の参考となる記述
8-5 健康	・ 気候変動によって増加する感染症に対処するための感染症サーベイランス ・ 気候変動によって増加する感染症を対象とする統合的なベクター管理プログラムへの投資 ・ 気候変動によって増加する感染症を対象とする新たなワクチン開発・導入 ・ ダニ対策
8-7 国民生活・ 都市生活	・ 気候変動による原材料調達リスクの分散化 ・ 観光・スポーツ施設におけるオールシーズンリゾート化 ・ 自然災害による被害を予防するための文化財の移転

※表中のキーワードは一部まとめる・省略するなどしているものもある

循環経済行動計画

- 世界的な資源獲得競争の激化を踏まえ、二次資源の安定供給の確保と循環経済への移行を国家戦略として推進するための具体的施策を取りまとめた行動計画が公表された。

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 (重要鉱物、金属資源等)

<メタルリサイクル推進戦略>

- 我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について2030年までの再生材供給の目標（需要に占める再生材の割合等）を設定。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。<マクロアプローチ>
 - 鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保
 - アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来に
 - 銅：国内で生産される銅(電解銅)の約3割を、再生資源由来に
 - 永久磁石：国内供給される永久磁石原材料の約3割を、リサイクルで
- ※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。
- 以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理<ミクロアプローチ>

(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

- 投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等）
(制度的措置を含む)
 - 前処理・保管（備蓄機能を含む）・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成
 - 都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発
 - 資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保等）
 - 太陽光パネルリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備等
- 使用済物品（鉄スクラップ、永久磁石等）の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備等
- 経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す

(2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

- 再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定（3年で100件以上）
- 再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備（容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進、改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進）
- 自動車製造業における再生プラの利用拡大のためのロードマップの実施（再生材利用認証スキーム、再生プラ集約拠点構想、鉄やアルミへの横展開（産官学コンソーシアム））
- 再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの実装
- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証
- AI、ロボットによる作業負荷軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成

(3) 循環資源の海外流出の抑制

- 不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設（廃棄物処理法等改正案）
- 金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策（関係機関（環境・経産・税関等）が連携した水際での対応の一層の強化等）

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

- 製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせたインセンティブ創出
- 再生材利用製品に係る公共調達への推進
- 消費者受容性検証のための実証
- サーキュラーパートナーズ（CPs）を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進
- CEコマース市場拡大のため取組を促進

(5) 社会的課題への対応

- 太陽光パネルリサイクル推進法案（判断基準の段階的強化）、リサイクル費用低減と処理体制の整備
- 「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築（重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携）
- ASEAN主要国において、E-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等を支援
- バーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化（電子化により、数か月→1か月）

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

- 資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援
- 地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援
- 「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進
- 農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進
- 食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料（SAF）の供給・利用の促進
- サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進

4. 資源循環分野の国際ルール形成

- 企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル（GCP）1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組

5. 循環経済を国民運動に

- 「循環経済パートナーシップ（J4CE）」、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進
- 「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信

循環経済行動計画

- 「循環経済行動計画」に記載されている内容について、資金使途例等の参考となりうるキーワードをグリーンリストの大分類ごとに整理。

グリーンリストに明示されていない記載

大分類		小分類の参考となる記述の例
3	汚染の防止と管理に関する事業	・ 金属の高度選別・前処理技術（AI/DX自動選別ロボット等）

※表中のキーワードは一部まとめる・省略するなどしているものもある

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

- 使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業に対する規制を導入するとともに、非常災害により生じた廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を促進するための制度的な措置を講じるもの。

現状・課題	措置事項
<スクラップヤードへの規制強化> - 金属、プラスチック等の保管又は再生を行うスクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。 - 不適正なスクラップヤードを経由した金属資源等の海外流出も指摘されている。 ※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。写真は不適正なスクラップヤードの例。  ＜施行期日＞ 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日	(廃棄物処理法等※の改正) 保管又は再生を行う事業に関し、許可制を導入。 - 対象物品に応じた保管、再生の方法の基準を設ける。基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。 - 環境汚染のおそれのある物品の輸出の際の環境大臣の確認の仕組みの創設。 ※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う 
<災害廃棄物の処理の推進> - 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。 ➢ 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足 ➢ 民間の廃棄物処理場の活用の停滞 ➢ 被災自治体の人員・専門的知見の不足  ＜施行期日＞ 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等 ※このほか、平成26年改正において手当てする必要があった廃棄物処理法第6条の2について、規定の修正を行う。	(廃棄物処理法の改正) 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進。 - 災害廃棄物を受け入れる民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度を創設。 - 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。 (JESCO法※の改正) - 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。 ※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」の参考資料に記載されている内容について、資金使途例等の参考となりうるキーワードをグリーンリストの大分類ごとに整理。

グリーンリストに明示されていない記載

大分類		小分類の参考となる記述
3	汚染の防止と管理に関する事業	・ 使用済みの金属又はプラスチックの保管又は再生をする事業 ・ 災害廃棄物処理に関する事業

※表中のキーワードは一部まとめる・省略するなどしているものもある

出所：環境省 「[廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案について](#)」、参議院 「[廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律](#)」

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

- 太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする太陽光発電事業者等に対して、国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を主務大臣が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講じるもの。
 - ✓ **大分類 1 のネガティブな効果に、「太陽光：発電設備の放置・不適正処理による悪影響、埋立処分の増加」、大分類 3 に廃棄物の 3R や熱回収に関する事業があることから特段の対応は不要か。**

主な措置事項

- ① 国による基本方針の策定
 - 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示
- ② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制
 - 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）
 - 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務
- ③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置
 - 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
 - 技術開発・施設整備等の財政上の措置

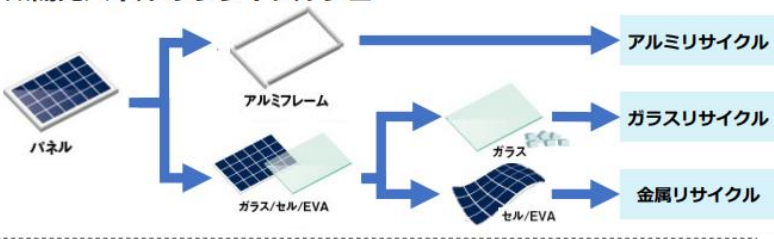
※リサイクル設備の開発・導入
再生材の価値向上に資する技術実証
保管施設の活用実証・導入等を想定



- ④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置
 - 環境配慮設計の実施等の措置
 - 含有物質に関する情報提供等の措置
- ⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）
 - 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日 公布から 1 年 6 か月以内で政令で定める日

太陽光パネルのリサイクルフロー



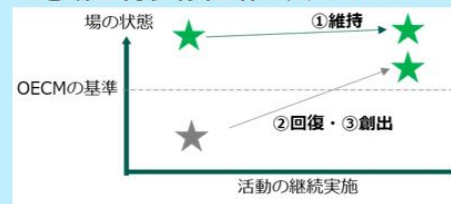
地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」について

- 環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを令和5年度に開始（従前制度）。
- ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、自然共生サイトを法制化した「地域生物多様性増進法」が令和7年4月に施行。自然共生サイト相当の生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復・創出する活動も認定の対象に。
- 従前制度における認定も含め、令和8年6月末時点での自然共生サイトは合計610か所。
- 申請主体は企業が約半数で、地方公共団体やNPO等様々な主体が参画。

<自然共生サイトの経緯>

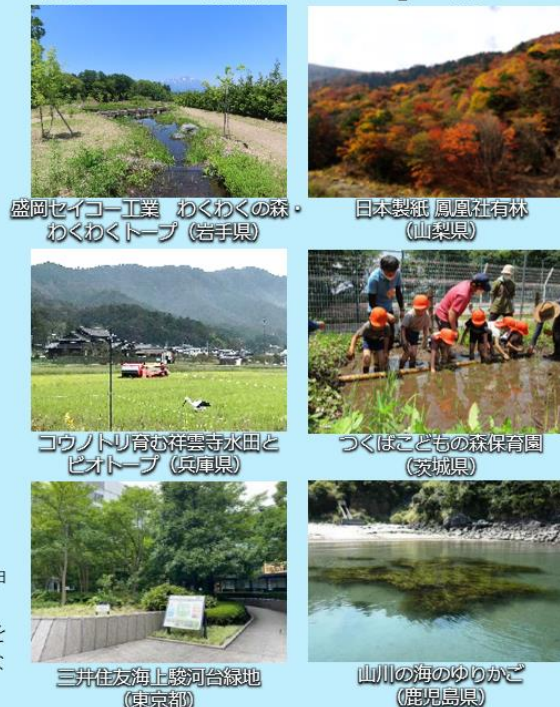
2020年 12月	検討開始
2022年 4月	30by30ロードマップ公表
12月	昆明・モントリオール生物多様性枠組（30by30目標含む）採択
2023年 4月	自然共生サイト制度の開始
10月	自然共生サイトの初認定
2024年 4月	地域生物多様性増進法成立
2025年 4月	地域生物多様性増進法施行
9月	令和7年度第1回認定（法に基づく初認定）
2026年 6月	令和8年度第1回認定

<地域生物多様性増進法のポイント>

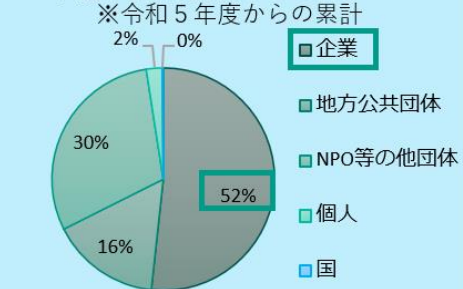


- ①維持については自然共生サイト相当の活動（申請時点でOECDの基準を満たすもの）を想定。
- ②回復及び③創出については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECDの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

<認定された「自然共生サイト」の例>



<申請主体の内訳>



<各地での認定証授与式の様子>



ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0

- 化学物質管理を通じてネイチャーポジティブの実現に貢献するため、国際的な動向や化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）国内実施計画等の国内政策を踏まえつつ、6つの対応オプションとアクションが2030年までの対応方針として策定された。

対応オプション	アクションプラン
(1) 調査・研究、モニタリングの実施・拡充	国の調査・研究プロジェクト等を活用した、生物および化学物質のモニタリング、影響やリスクの評価手法、評価指標、リスクコミュニケーション等に関する調査、研究を促進する。
(2) リスク評価手法の高度化	化学物質のライフサイクルの考慮、生物多様性・生態系へのリスク評価等、リスク評価手法の高度化についての検討を促進する。
(3) 化学物質管理制度の点検・見直し	(1)、(2)の取組を踏まえつつ、既存の化学物質管理制度の見直し検討においてネイチャーポジティブの観点を考慮する。事業者による自主的取り組みを促進する制度・仕組みを強化する。
(4) 関連主体による取組・連携強化	事業者による自主的取組や地域における取組を促進するとともに、優良事例を特定・展開する。また、地域における取組主体（国民、地方自治体、NPO・NGO、事業者等）間の連携の支援を、既存の制度・組織も活用しながら強化する。
(5) 生物多様性影響評価指標の開発・実装	国際的な評価指標の開発に貢献しつつ、取組促進の効果、取組効果の評価への活用等を考慮した、生物多様性影響評価指標の開発を促進する。
(6) 国際枠組み・国内計画へのインプット	取組成果を、国際枠組み、国内計画に適切なタイミングでインプットする。

ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0

- 「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0」に記載されている内容について、資金使途例等の参考となりうるキーワードをグリーンリストの大分類ごとに整理。

グリーンリストに明示されていない記載

大分類		小分類の参考となる記述
4	自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	【資金使途】 ・化学物質管理（市民等への啓発活動・市民参加型のモニタリング事業など） 【指標の例】 ・農薬環境濃度（PEC/EEC） ・統合農薬使用量（ATAT / TAT）
5	生物多様性保全に関する事業	【指標の例】 ※種数・確認頻度等の把握にあたっては、現地調査に加え、環境DNA（eDNA）・環境RNA（eRNA）分析等の活用も考えられる

※表中のキーワードは一部まとめる・省略するなどしているものもある

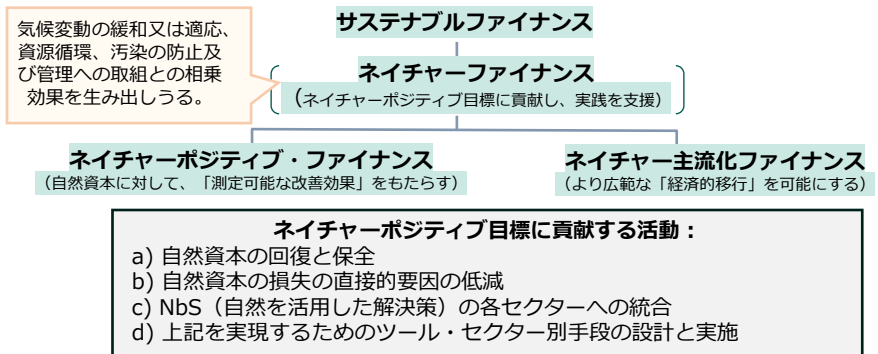
ネイチャーファイナンス実践ガイドライン

- 投資家・金融機関等が投融資プロセスにおいて自然資本への依存と影響を考慮し、自然資本の保全・回復および持続可能な利用に貢献するネイチャーファイナンスを推進・拡大するためのガイドラインが策定された。
- 投融資先企業の分析・評価項目や、投資家・金融機関等が取り組むべき事項として、エンゲージメント、自然資本KPI連動型ファイナンス・テーマファンド等の実践手法を体系的に整理している。

1. 背景

- ・ 世界GDPの過半が自然資本に依存しており、損失が続けば、社会経済システム全体の崩壊や財務的コストに直結する。
- ・ 昆明・モントリオール生物多様性枠組に基づく「2030年ネイチャーポジティブ」達成へ、年間2,000億米ドルの資金動員が急務となり、我が国では各種政策のもと、官民で企業のネイチャーポジティブ経営への移行を進めている。これにより企業は財務コストの低減、機会の創出が図られる。
- ・ 投資家・金融機関等はネイチャーファイナンスに取り組むことで中長期的な時間軸に立ったリスクの抑制、及びリターンの確保が期待される。

2. ネイチャーファイナンスの定義



3. ネイチャーファイナンス実践のための分析・評価項目

基本項目	固有項目
・ 日本の自然環境の固有性：島国特有の生態系と地域性。経済活動の国外自然資本依存が大きい点も考慮。 ・ 複雑性・段階的アプローチ：他の環境題と異なり、企業活動や金融活動との依存関係・影響が可視化されにくく、多面的評価・データの不確実性を前提とした判断力の高度化が必要。 ・ ネクサス（相互依存性）：気候変動対策等との整合性や共通便益を意識しつつ、自然資本への影響を統合的に捉え、システムレベルでリスクと機会を評価する視点。	・ 依存とインパクト：二重のマテリアリティの特定。 ・ 地域性（ロケーションファクター）：局所的な空間データに基づく評価。 ・ バリューチェーン：上下流を含めた包括的な調達管理。 ・ ミティゲーション・ヒエラルキー：影響の「回避＞最小化＞復元＞オフセット」のマイナスインパクト管理。 ・ 合意形成：IPLCs（先住民・地域社会）との対話と人権配慮。

4. 投資家・金融機関が取り組むべき事項

① ガバナンスの構築・組み込み

- ・ 自然資本・生物多様性投融資方針の策定・サステナブル投融資方針への自然資本観点の織り込み
- ・ 既存の経営体制での検討・モニタリング
- ・ 定量的ツール（ENCORE等）を活用した優先対応領域の特定やTNFDに基づく情報開示の推進など

② 企業価値向上に向けたエンゲージメント等の実施

- ・ 気候変動対応と連携した、構造化されたエンゲージメントの実施
- ・ 自然関連の移行計画やシナリオ分析に関する企業との対話推進
- ・ 進展が見られない場合のエスカレーション手段（議決権行使等）の明確化

③ ネイチャーポジティブな投融資の実行（資金提供）

- ・ 融資判断への自然資本基準（緩和策を融資条件として明文化する等）の統合
- ・ 自然資本KPI型ファイナンス（サステナビリティ・リンク・ローン等）の提供
- ・ ネイチャーポジティブに資するテーマファンド組成や、NatureTech・NbSへの出資

グリーンインフラ推進戦略2030

- 国土交通省では、「国土交通省環境行動計画」に係る実行計画として新たに「グリーンインフラ推進戦略2030」を策定。

①グリーンインフラ（GI）の定義・効果

【定義】

自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。
これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。

【効果】

自然の多様な機能

- ・ 生態系保全
- ・ 水源涵養
- ・ 雨水の貯留・浸透
- ・ 水質・大気質の維持・改善
- ・ 気温の緩和・調整
- ・ 緑陰形成
- ・ 景観形成 等

インフラに活用

環境的效果

- ・ 生物多様性の保全
- ・ 健全な水循環の保全
- ・ 良好な生活環境の形成
- ・ 気候変動の緩和 等

社会的効果

- ・ 食料の安定供給
- ・ 健康増進
- ・ 防災・減災
- ・ 地域コミュニティの形成
- ・ 子育て・教育 等

経済的效果

- ・ 不動産価値の向上
- ・ にぎわいの創出
- ・ 観光振興
- ・ 移住・定住・二地域居住
- ・ 生産性向上 等

+ 相乗効果によるウェルビーイング向上

②分野横断的な環境整備策・KPI

— 国民的な機運・理解の醸成 —

- ・ GI官民連携プラットフォームの運営
全会員数 2,150者(R7)→ 5,000者(R12)
- ・ GI大賞、TSUNAGなど先駆的な取組を表彰する制度の事例周知・横展開
GI大賞の累計受賞件数 76件(R6)→ 150件(R12)
- ・ GI産業展、GREEN×EXPO 2027を通じた機運醸成
GREEN×EXPO 2027の有料来場者数 1,000万人(R9)



— 多様な効果の見える化 —

- ・ GIの実装による社会課題解決への実効性および貢献度の定量的・定性的な評価手法の運用に向けた検討
GIの評価手法に関する実用者向けのガイドラインを2029年度までに策定し周知

— 官民の取組を促進する環境整備 —

- ・ 地方創生の取組を行う地方公共団体への財政的・技術的な支援
地域における地方創生実現のためのGIガイドライン（仮称）を2026年度までに策定し周知
- ・ GIの維持管理手法に関するノウハウの情報収集・分析
GIの効率的な維持管理に関するガイドラインを2027年度までに策定し周知



— 資金調達の円滑化 —

- ・ グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン（仮称）の周知・実践
政令市が存在する全都道府県でGIに関する融資又は金融商品を1件以上創出

— 新技術・DXの活用 —

- ・ GI関連の技術開発に取り組む企業への財政的支援
新技術を地域で実証した件数 12件(R6)→ 32件(R12)

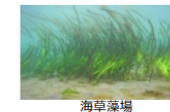
— 国際展開 —

- ・ 「新たな国際標準戦略」（R7.6知財本部決定）に基づいた日本主導によるGIの評価の枠組みの国際標準化（ISO化）
GIの評価の枠組みを2027年度までにISO化

③GIを実装する国土交通省の個別事業等・KPI

— 共通 —

- ・ 都市公園・緑地等事業による都市緑地の確保
都市域における水と緑の公的空間確保量 14.2m²/人(R5)→ 15.2m²/人(R12)
- ・ 道路緑化の推進
CO₂吸収量の確保に向けた街路樹の世代交代の推進
- 持続的で快適な都市・生活空間の形成 —
- ・ 居心地がよく歩きたくなる交流・滞在空間
滞在快適性等向上区域を設定した市町村数 132(R7)→200(R12)
- 防災・減災 —
- ・ 災害リスクの低減に寄与する生態系の機能の保全又は再生
流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの活用を推進
- ・ 雨庭（雨を一時的にためて浸透させる庭）の活用を推進
GI官民連携プラットフォーム会員のうち「雨庭」に関する取組をした会員数：500者(R12)
- 暑熱対策 —
- ・ 屋上緑化や壁面緑化による蓄熱の防止
屋上緑化施工面積 227.7ha(R5)→ 302.1ha(R12)
- 生物多様性の確保 —
- ・ 流域全体での生物多様性の保全・再生
河川整備計画（国管理河川）のうち、河川環境の定量的な目標を位置付けた割合 0%(R6)→ 43%(R12)
- 地域経済の活性化 —
- ・ ガーデンツーリズムの推進
登録計画の取組推進、新規計画の登録推進
- 温室効果ガスの削減 —
- ・ ブルーインフラの保全・再生・創出
ブルーカーボンのCO₂吸収・固定量 34万t-CO₂(R5)→100万t-CO₂(R17)
- 循環型社会の形成 —
- ・ 剪定枝や落ち葉等のチップ化、堆肥化等による有効活用
剪定枝や落ち葉等の有効活用事例が増加



グリーンインフラ推進戦略2030

- 自然の多様な機能をインフラに活用することで発揮される効果を「環境的效果」「社会的効果」「経済的效果」の3つに分類。

環境的效果

- 自然の生息地保全による生物多様性の保全の効果
- 水源涵養、水質の維持・改善等による健全な水循環の保全の効果
- 水質・大気質の維持・改善、蒸発散等による気温の緩和・調整、騒音・振動の吸収、防風、防塵、緑陰形成、景観形成等の機能による良好な生活環境の形成の効果
- 温室効果ガスの吸収による気候変動の緩和効果

社会的効果

- 食料生産の場として利用することで得られる食料の安定供給効果
- 自然による心理的安定、ストレス緩和などの心理的健康の増進効果
- スポーツ、散歩などの身体的運動の場として利用することで得られる身体的健康の増進効果
- 延焼の遅延や防止、災害時の避難路・避難場所等の形成、雨水の貯留浸透、斜面崩壊の防止、津波エネルギーの軽減、流木・漂流物の捕捉等による防災・減災効果
- 遮光、視線誘導、交通分離、指標、衝撃緩和等の機能による交通安全効果
- 環境教育、子育て環境の場として利用することで得られる子育て・教育効果
- グリーンインフラを継続的に利用することで得られる生きがいの創出、地域コミュニティの形成、地域への愛着向上等の効果

経済的效果

- 良好な空間形成による不動産価値の向上に資する効果
- 魅力あるパブリックスペースを活用したにぎわいの創出効果
- 地域の歴史・文化と一体となった地域資源を活用した観光振興や、移住・定住・二地域居住等の促進に係る効果
- テクノストレスの軽減による生産性の向上効果
- 林業・農業の振興による地域産業の活性化等の効果

- ✓ 各機能の相乗効果によって、ウェルビーイングの向上も期待される。
- ✓ 1つの機能が複数の効果をもたらす場合もあれば、複数の機能の相乗により1つの効果をもたらす場合もある。
- ✓ それぞれの効果は相互に関連しており、厳密に分けられるものではない。

グリーンインフラ推進戦略2030

- 「グリーンインフラ推進戦略2030」に記載されている内容について、資金使途例等の参考となりうるキーワードをグリーンリストの大分類ごとに整理。

グリーンリストに明示されていない記載

大分類		小分類の参考となる記述
6	クリーンな運輸に関する事業	・ 車中心から人中心の空間への転換（歩きたくなる空間づくり）によるエネルギー利用量の削減 ・ 滞在快適性等向上区域（ウォークアブル区域）の指定及び活用 ・ ほこみち（歩行者利便増進道路）の指定及び活用

グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン（中間とりまとめ）

- グリーンインフラの事業化と投資拡大に向け、資金調達手法の選定や事業構築の考え方を実践的に整理している。
- 自治体や事業者、金融機関等によるグリーンインフラへの投資と実装を後押しし、持続可能な地域・社会づくりの推進を目指す。

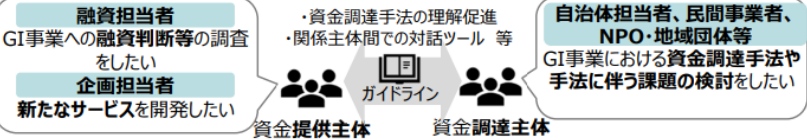
第一章：本ガイドラインの基本方針

資金の提供・調達の双方向けにGI事業の拡大を企図し資金調達手法を整理

【本ガイドラインの狙い】

- GI事業での資金調達手法は、コーポレートファイナンスや公的予算等が主流であり、**今後は資金調達の幅を拡げ、官民双方でのGI整備等による実装の加速化**につなげていくことが期待される
- 本ガイドラインでは、**GI事業の資金調達に係る具体的プロセスやポイント等を整理し、関係主体間での対話等を通じて適切な資金調達が行われる一助となることを目指す**

【想定読者】



第二章：GIの概要とGIにおける資金調達とは

GI事業ではGIが及ぼす価値、事業特性を踏まえ、資金調達手法の選択が重要

【GI事業における資金調達のあり方】

GI事業が及ぼす価値の整理	■ 都市開発等でのGIの活用により、内部経済価値（企業等の利益向上等）に留まらず、外部経済価値（地域価値向上等）にも寄与
資金調達におけるGI事業類型	■ 事業を収入へ転換可能かで類型化し、今後の資金調達の方向性を検討 ■ 民間・公共のそれぞれがGI事業の主体となり得る
受益構造の可視化（ロジックモデル）	■ ロジックモデルの作成を通じて受益構造を整理し、リスク・費用の負担の分担を検討（官民双方の資金を活用することで資金調達は拡大できる可能性等）
ファイナンススキーム検討	■ GI事業においては、リターンを狙う投融資だけでなく、官民連携をとまなう仕組み（PPP）の活用も期待

事業で解決する課題、目指す姿、費用分担等については、関係主体全員で対話し協議することが重要

第三章：GI事業における資金調達の類型化

主な想定読者
自治体担当者

事業を収入へ転換可能かで類型化し、今後の資金調達の方向性が検討可能

GI事業類型	GIの多面的価値の可視化による今後の資金調達の方向性
① GIの取組価値を収入に転換可能な事業	【事業単体での資金調達が可能】 ✓ GIの取組から直接収入を獲得することが可能
② 自社の事業リスク低減に資する事業	【官民連携での資金調達が可能】 ✓ GIの取組が民間事業者・地域のレジリエンス向上に寄与、官民でリスク分担することで資金調達が可能
③ 本業が地域のリスク低減に資する事業	【補助金等を軸に資金調達が可能】 ✓ 社会貢献性が高く、基本的に収益性の高い事業ではない傾向。公的な補助金を活用
④ 本業以外で社会貢献に取組む事業	【GI調達の説明を果たすことで、民間調達が可能】 ✓ GIが地域にどのようなインパクトを与えるのか地域に説明し、広く寄付等を募集可能
⑤ 地域の基礎インフラを担う公的な事業	

第四章：GI事業類型ごとのロジックモデル

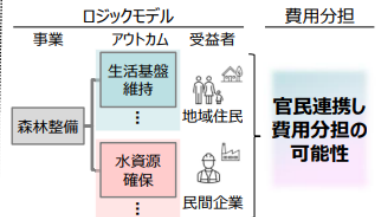
主な想定読者
民間事業者

ロジックモデルの作成で受益構造を整理し、リスク・費用の負担の分担が可能

【ロジックモデルの作成方法】



【ロジックモデルの活用方針】



グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン（中間とりまとめ）

- グリーンインフラの事業化と投資拡大に向け、資金調達手法の選定や事業構築の考え方を実践的に整理している。
- 自治体や事業者、金融機関等によるグリーンインフラへの投資と実装を後押しし、持続可能な地域・社会づくりの推進を目指す。

第五章：具体的な資金調達スキーム・体制の検討

主な想定読者
NPO、融資担当者

GI事業の推進では事業の特性に合わせた適切な資金調達スキームの選択が必要

【本ガイドラインで整理したスキーム】

GI事業による受益者（地域住民・民間企業等）を踏まえ
官民連携でのスキームを中心に提示

整理したスキーム	概要
官民ファンド・市民ファンド	個人・企業からの出資や一部行政からの補助を受けてファンドを組成し、事業者が資金提供を受ける
負担付き寄付	事業者が自治体に施設を寄付する代わりに、事業者が自治体から施設の管理委託を受ける
公有地貸付	自治体所有の土地で事業者が商業施設の建設・運営で収益を上げながら、自治体に対して賃借料を払う
PFS/SIB	自治体が事業者へ委託する事業について成果指標を設定し、当該成果指標値の改善状況に支払額が連動する方式
カーボンプレジット等	脱炭素等に資する取組の効果がクレジットとして認証・発行され、売買取引が可能となる仕組み
クラウドファンディング/NFT等	自治体や資金調達したい事業者がNFTを発行し、NFTマーケットを通して民間企業や個人にNFTを販売する

【整理したスキーム図例（官民ファンド）】

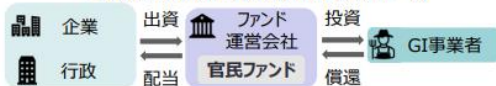
スキーム活用事例の概要（GI以外の事業）

長門湯本温泉地域の活性化に資する
まちづくりのため、官民が連携してファンドを組成



- ・ 官民の事業リスクの分担割合
- ・ 行政からの事業資金の拠出

GI事業へ適用した場合のファイナンススキーム



Point
官民の双方で納得し、長期的に協業できる枠組みを構築

さいごに

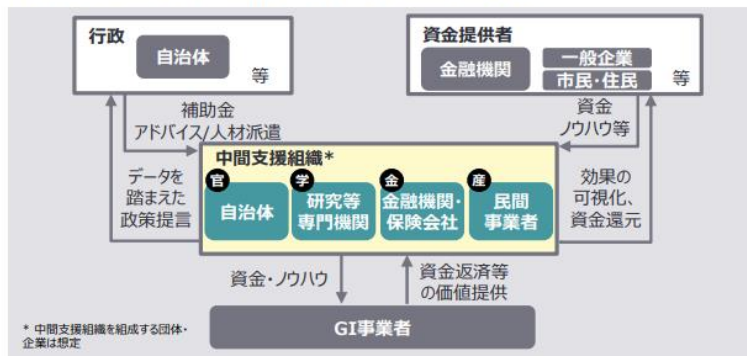
- ✓ GI事業では関係者との対話を重ね、価値を丁寧に共有しながら、持続的な資金調達の仕組みを築きつつ、地域での実装を確実に進めていただきたいと思います。
- ✓ 本資料が資金調達に向けた検討や関係者協議の後押しとなり、皆さまのGI実装をより円滑かつ力強く加速する一助となることを期待しています。

第六章：資金調達スキームにおける中間支援組織の必要性

主な想定読者
企画担当者

資金調達やGI事業推進するうえでは、中間支援組織を組成・活用することも重要

【GI事業の資金調達における中間支援組織の位置づけ】



【中間支援組織を組成・運用するポイント】

観点	ポイント
資金	長期かつ安定的な資金を呼び込むために、官民連携型の資金調達スキームを構築
機能	事業効果の可視化、各事業主体間の調整等を実施
人材	横断的なスキルを有するマネジメント人材の確保及び組織内を適切に配置
体制	各事業主体間での役割分担・責任分担の範囲等について、意思決定の範囲を協議

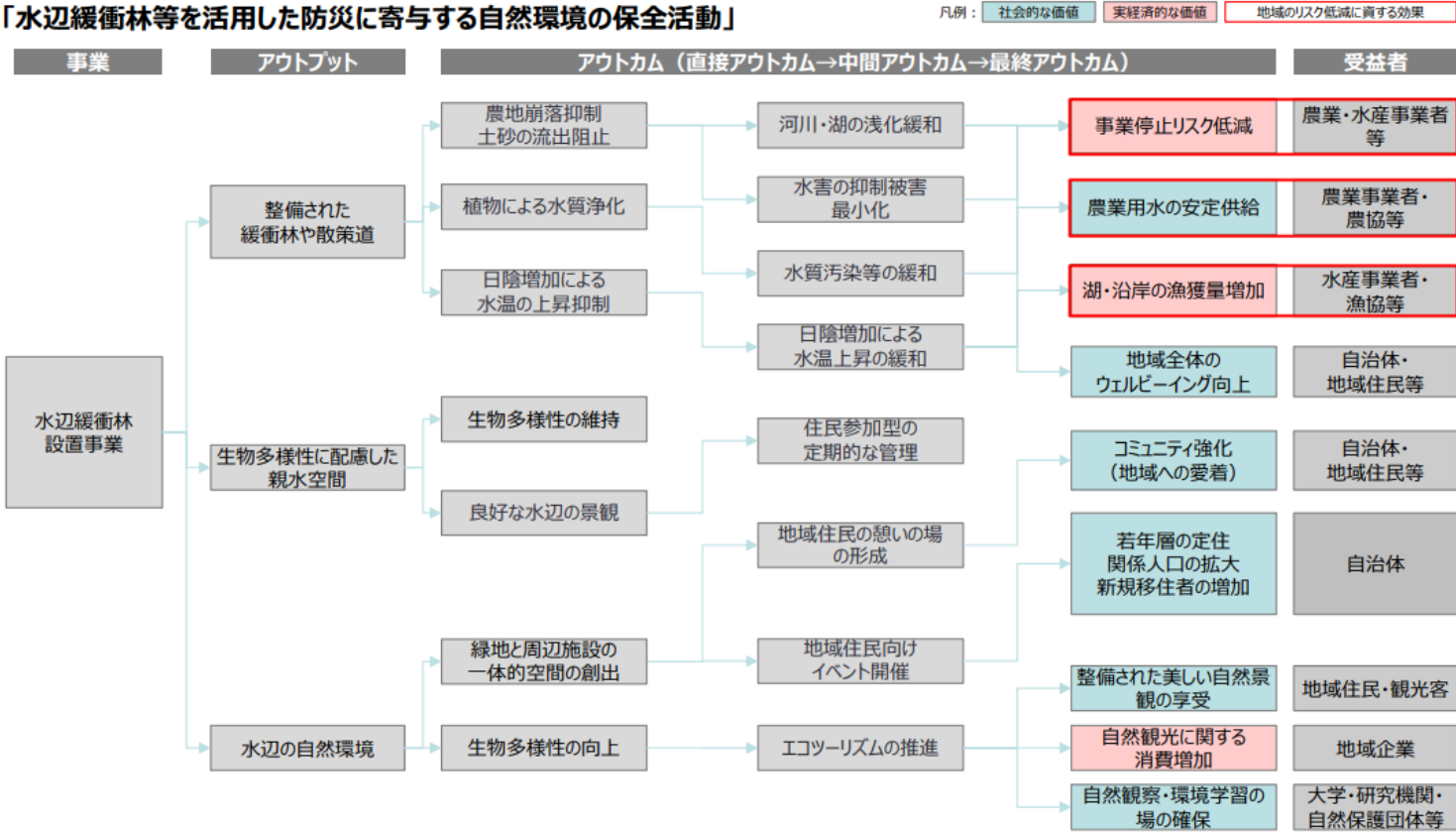
【各事業主体が担う役割】

主体	役割
産	・ GI事業価値の産業化に向けた、GI事業収益化の仕組み構築
官	・ 主体間の合意形成する場創出 ・ GI事業の枠組み構築
学	・ GI効果の科学的エビデンス担保 ・ GI事業効果の経済価値化
金	・ GI事業への資金提供 ・ GI事業活動のリスク評価・分析

グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン（中間とりまとめ）

■ 本ガイドラインでは、グリーンインフラ事業がもたらす多面的価値を可視化する手法として、ロジックモデルの活用を促している。

多面的価値を可視化するロジックモデル



環境配慮契約法（グリーン契約法）基本方針改定

- 国等の電気供給契約において総合評価落札形式が導入されるとともに、再エネ100%の契約であれば、契約方式を問わず環境配慮契約とみなされるようになった。さらに、**地域共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避ける**旨が基本方針に規定された。
 - ✓ 再エネ調達の前提条件として地域共生の観点が加えられた。昨年度、付属書の本文中に地域共生に関する文章を追記したため、追加的対応は不要か。

電力供給契約の総合評価落札方式における評価項目

	評価項目	配点例
標準点	二酸化炭素排出係数	100点
	調達電力の再エネ割合	
加算点	二酸化炭素排出係数（事業者全体）	20点
	調達電力の再エネ割合	10点
	再エネ導入率（事業者全体の評価）	5点
	未利用エネルギーの活用状況（事業者全体の評価）	5点
	追加性のある再エネ（調達電力の評価）	5点
	指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組（事業者全体または調達電力の評価）	5点

■ 入札参加資格（次の2つの要件を満たすこと）

- ◆ 契約に基づき供給する（した）電気及び環境価値（又は環境価値のみ）に係る発電施設・発電事業者の情報を提出すること【**発電施設特定**】
- ◆ 関係法令※に違反した発電事業者に由来する電気及び環境価値（又は環境価値のみ）を供給しないことを誓約書によって約束すること【**誓約書提出**】

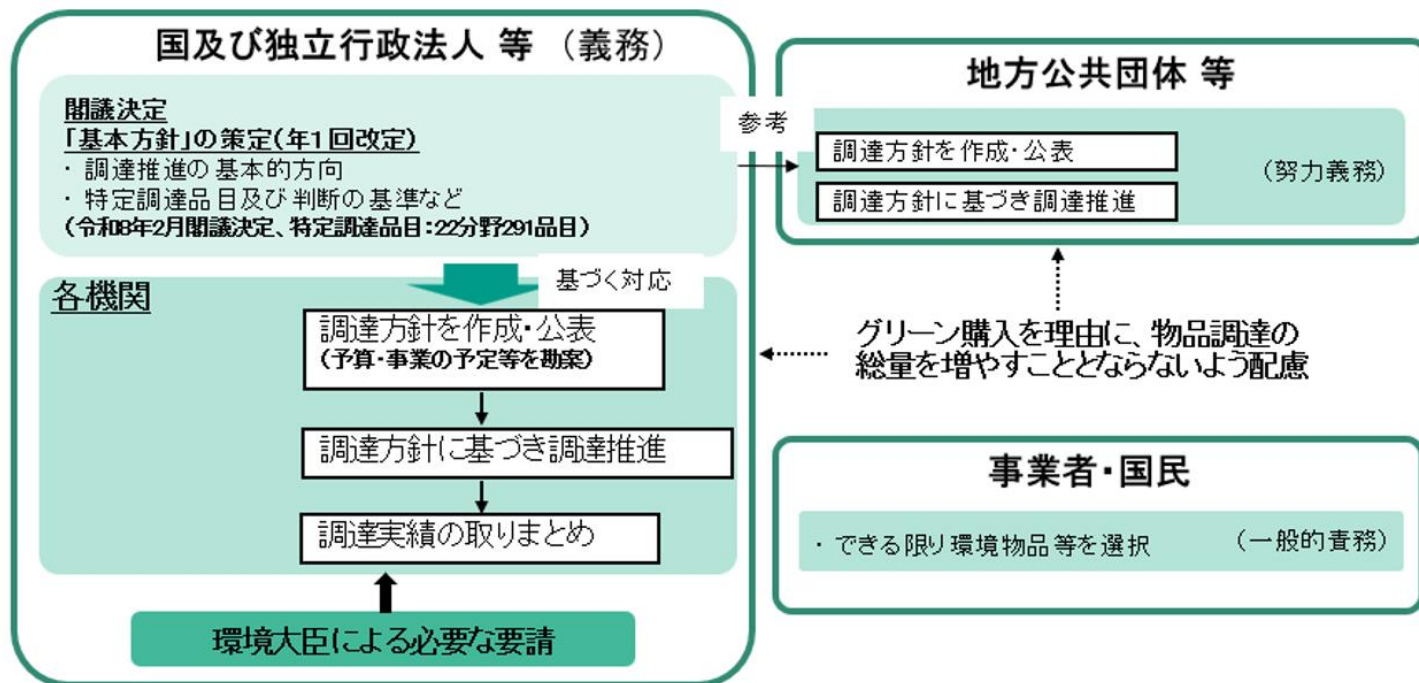
※ 関係法令とは「**事業計画策定ガイドライン**」（2025年4月改訂 資源エネルギー庁）で示される主な関係法令リストに記載の法令をいう

■ 是正措置の要求

- ◆ 小売電気事業者に対する是正措置義務（違法な発電事業者に由来する電気・環境価値の供給をやめる義務）【**催告及び期間内の是正要求**】

グリーン購入法基本方針改定

- グリーン購入法は、国等による環境物品等の調達を推進することで需要面から環境配慮型製品・サービスの普及を後押しし、持続可能な社会の構築を図ることを目的に、2000年に制定された。
- 特定調達品目や判断基準は、環境政策上の課題や技術革新等を踏まえ、基本方針の改定を通じて継続的に更新されている。



※ 国及び独立行政法人等：国（各府省庁）、独立行政法人（国立環境研究所、中小企業基盤整備機構、年金積立金管理運用独立行政法人等の86団体（国立病院等を含む）の他、国立大学法人を含む）

また、政府が電力や自動車等の製品・サービスを調達する際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価することを求める環境配慮契約法（2007年（平成19年））も制定されている。

グリーン購入法基本方針改定

- 「グリーン購入法基本方針」に近年追記された内容について、資金使途例等の参考となりうるキーワードをグリーンリストの大分類ごとに整理。

グリーンリストに明示されていない記載

大分類		小分類の参考となる記述
9	サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業	・ 使用済み製品の回収システムの保有

本資料の構成

1. 新規策定・改定された国内計画等
- 2. 国際的なガイダンス等への対応**
3. 発行事例調査結果
4. 市場動向

ICMA・LMA等によるトランジション関連文書の公表

- 2025年10月、LMA等は「Guide to Transition Loans」を公表。Transition Loans Principles（ドラフト版）を含んでおり、そこではラベル付きのトランジション・ローンに求める要件が示されている。
- また2025年11月、ICMAは「Climate Transition Bond Guidelines」（以下「CTBG」という。）を公表。既存のグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドとは異なる、独立したラベルとして「クライメート・トランジション・ラベル」（以下「CTB」という。）を定義。合わせてClimate Transition Finance Handbook（以下、「CTFH」という。）も改定された。
- いずれも資金用途特定型の金融商品に対してトランジション・ラベルを定義しており、資金用途非特定型に対しては既存のラベル（SLB／SLL）で発行する際のガイダンスや考慮事項が示されている。

項目	ICMA Climate Transition Bond Guidelines	LMA Guide to Transition Loans
発行日等	2025年11月6日	2025年10月16日 - Part3.2.1に、Transition Loans Principlesが、Exposure Draftとして示されている。
トランジション・ラベルの位置づけ	- 資金用途特定型：「CTB」ラベル付与 - 資金用途非特定型：SLBに追加要素の考慮推奨	- 資金用途特定型：Transitionラベル付与 - 資金用途非特定型：SLLに追加要素の考慮推奨 ※ラベル無しファイナンスの役割にも言及
資金用途	CTプロジェクト（パリ協定の目標追及に向け、GBPにおけるグリーンプロジェクトの範囲を超え、また補完するものであり、かつセーフガード等の要件を満たす）	Transitionプロジェクト（5つの要件を満たし、Green Projectsの適格カテゴリに含まれないもの）
GBP／SLBP、GLP／SLLPとの関係性	「GBPの4要素について、CTプロジェクトへのファイナンスに必要な調整を施したものに従う」資金用途特定型債券と位置づけ	GLPの4要素（項目は同じだが、用途がトランジションプロジェクトのため中身は異なる）に戦略を加えた5要素を満たす、資金供給等が対象

ICMAによるCTBGの概要①

- 2025年11月に公表されたCTBGには、グリーンボンド原則と同様に位置付けられ、クライメート・トランジション・ボンドを独立したラベルとして導入する旨が示されている。
- グリーンボンド原則同様に、CTBGの本文は4つの要素で構成されている。

ICMAによるCTBGの4要素の概要【1/2】

要素	概要
1. 資金使途	・ 適格なCTプロジェクトに充当することが必要であり、当該証券の法的文書において適切に記述されるべきである。 ・ CTプロジェクトとは、資産、投資、活動、早期段階での廃止および廃止措置、ならびに、実質的かつ定量化可能な温室効果ガスの排出回避、削減、または除去につながる高排出活動に関連する研究開発（R&D）などの支出を含むものと定義される。 ・ CTプロジェクトは、パリ協定の目標達成に向け、グリーンボンド原則（GBP）におけるグリーンプロジェクトの範囲を補完し、その範囲を超えるものである。CTプロジェクトの完全性を確保するため、発行体は以下のセーフガードを満たすか、あるいはそれらを満たすための取り組みについて説明しなければならない。 1. CTプロジェクトが寄与する発行体レベルのサステナビリティおよび／または気候移行戦略が存在し、その戦略にはCTFHの4つの主要要素に対して、「ベストエフォート」に基づき整合した開示が盛り込まれていること。 2. 地域の状況を考慮した上で、当該発行体にとって低炭素代替案が技術的および／または経済的に実現不可能であることを裏付ける分析。 3. 公的セクターおよび市場ベースのタクソノミー、脱炭素化の経路およびロードマップ、ならびに利用可能かつ関連性がある場合はその他の国際的および国内の脱炭素化政策枠組みとの整合性または適合性 4. 利用可能かつ実行可能な場合、セクターの基準、慣行、代用指標、および利用可能な最善技術（BAT）を考慮した上で、BAUを超える、実質的かつ定量化可能な温室効果ガス（GHG）排出量の緩和 5. カーボン・ロックイン・リスクの特定、分析、最善の努力による緩和、および開示 ・ 化石燃料のインフラや活動と実質的に関連している場合には、更に追加で以下のセーフガードが必要となる i. 活動／資産レベルの移行計画； ii. 信頼性の高いシナリオに沿った一定の期間内に、資産の廃止・段階的廃止を行うか、あるいは低炭素の代替手段への切り替えを行うというコミットメント； iii. 主要なマイルストーン、廃止期限、およびそれらの外部検証といった将来を見据えた指標に関する年次報告； iv. 将来的に低炭素の代替手段を実現するための付随的な投資および支援措置の実施； v. CTプロジェクトの実施に起因する、あるいはその文脈において生じる、化石燃料の生産能力拡大または資産の耐用年数延長に対する制約； vi. CTプロジェクトの対象を、特定の日付時点で既に存在する資産（すなわち、ブラウンフィールド投資）に限定すること；かつ／または vii. さらなる排出削減のためにCCUSを実施するというコミットメント

ICMAによるCTBGの概要②

ICMAによるCTBGの4要素の概要 [2/2]

要素	概要
2. プロジェクトの評価および選定プロセス	- 発行体は、自社のCTプロジェクトに関する適格性、セーフガード、分類、および除外基準（該当する場合）に関する情報を提供すべきである。 - 発行体によるCTプロジェクトの評価には、とりわけ、タクソノミーに定められた野心レベルや技術的パフォーマンス基準、ネットゼロへの道筋やロードマップ、確立された市場慣行や投資家の期待、プロジェクトの技術的側面などの関連する文脈的要因の分析、および／または発行体の移行戦略・計画の野心レベルなどが含まれる。 - また、発行体は、低炭素代替案の入手可能性や実現可能性などを評価するため、適切な間隔でプロジェクト適格性基準を定期的に見直し、更新することを約束すべきである。 - 発行体は、重大な社会的または環境的悪影響を軽減するためのプロセスに関する情報を、投資家に明確に伝達すべき。これには、該当する場合、「公正な移行」、気候変動への適応、および自然や生物多様性の保護がどのように考慮されるかを含める。
3. 資金使途の管理	- CTBの純収益、またはこれに相当する金額は、サブ口座に計上されるか、サブポートフォリオに移管されるか、あるいは発行体によって適切な方法で追跡され、適格CTプロジェクトおよびその他の適格プロジェクトに対する発行体の融資・投資業務と連動した正式な内部プロセスにおいて、発行体によって証明されるべきである。 - CTBが未償還である限り、追跡対象となっている純収益の残高は、当該期間中に適格CTプロジェクトへの配分が行われた分に合わせ定期的に調整されるべきである。発行体は、未配分の純収益の残高について、一時的な運用として予定されている種類を投資家に開示すべきである。 - CTBの収益の管理は、債券ごと（債券ごとのアプローチ）か、複数の債券をまとめて管理（ポートフォリオ・アプローチ）かのいずれかのアプローチで行うことができる。 - 本ガイドラインは、高い透明性を奨励しており、発行体の収益管理に加え、外部監査人またはその他の第三者を活用して、内部の追跡方法およびCTB収益からの資金配分を検証することを推奨している。
4. 報告	- 発行体は、資金の使途に関する最新情報を整備し、容易に参照できる状態で維持すべきであり、この情報は全額の配分が完了するまで毎年更新するとともに、重要な進展があった場合には適時に更新しなければならない。年次報告書には、CTBの調達資金が配分されたプロジェクトの一覧に加え、各プロジェクトの概要、配分額、および期待される影響を記載すべき。 - 開示できる詳細情報が制限される場合、GBPは、情報を一般的な表現で、あるいはポートフォリオ全体をまとめた形での開示を推奨。 - 本ガイドラインでは、定性的なパフォーマンス指標の使用を推奨するとともに、実行可能な場合には定量的なパフォーマンス指標の使用、および定量的な算定に用いられた主要な方法論および／または前提条件の開示を推奨する。発行体は、可能な限り、「インパクト報告のための調和枠組み（Harmonised Framework for Impact Reporting）」で提供されているガイダンスおよびインパクト報告テンプレートを参照し、採用すべき。

ICMAによるCTBGの概要③

- クライメート・トランジションプロジェクト（CTプロジェクト）の5つの例示が、CTBG内で公表されている。
- なお、これらの公表されている例示については、地域によって異なる可能性、技術の進歩やイノベーション、および経済性の向上により、低炭素の代替案が利用可能かつ実現可能になることによって変化する可能性が示唆されている。

CTプロジェクトの例示

1. 化石燃料由来のエネルギーおよび産業用途に適用される炭素回収・利用・貯留（CCU、CCS）ならびに炭素除去技術

- ・ CO₂の輸送および貯留のための関連インフラ投資が含まれる。
- ・ 石油増進回収（EOR）への利用は除く。

2. 高排出資産の早期廃止および廃止措置

- ・ 石炭火力発電所（CFPP）の恒久的な早期廃止が含まれる。

3. 化石燃料の転換（例：石炭からガスへの転換）

- ・ 排出量の多い燃料を確実に代替するものであり、将来的に低炭素代替燃料の導入を可能にするインフラ設計、メタンおよびその他の漏出排出量の監視・制御、ならびに必要なに応じてCCUSが実施されることを条件とする。

4. 低炭素燃料

- ・ 生産、使用、購入、および実現を可能にするインフラ投資が含まれる。

5. 石油・ガスインフラにおけるメタンおよびフレアリングの削減

- ・ 本ガイドラインの初回公表日時点で存在するインフラが対象。
- ・ 対象となる措置は、長期的な脱炭素化目標と整合している必要があり、石油回収の増進、グリーンフィールド（未開発の土地）での探査・生産活動への利用は除外される。

LMA等によるトランジション・ローンガイドの概要①

- LMA等は、トランジション・ファイナンスを下表の3つの要素が満たされる内容のものと整理している。なお、4～6の要素については、資金使途に関連する内容として整理されているもの。

LMA等によるトランジション・ファイナンスの要素

トランジションファイナンスの要素	概要
1. 目標との整合 Objective-Aligned	パリ協定の地球平均気温目標と整合する、経済全体にわたる温室効果ガス（GHG）排出量ネットゼロへの移行を支援する
2. ロックインリスクの回避	長期的な脱炭素化目標を遅延または阻害し、座礁資産化のリスクを高める恐れのある、炭素集約型資産、バリューチェーン、インフラ、および地域的枠組みへのロックインを回避
3. 科学的根拠に基づくベンチマーク	影響および推移は、当該セクター、地域、または管轄区域において利用可能かつ達成可能な場合、科学的根拠に基づく移行経路に対してベンチマークされるべき
4. 他の目標に対して、重大な害を与えないこと（DNSH）	気候変動の緩和（またはその他の持続可能性目標）を追求するにあたり、資産／プロジェクトが他の環境的または社会的目標に対して重大な、あるいは緩和不可能な害を与えないことを確保するもの。これには、 <u>生物多様性、水利用、汚染防止、循環型経済の成果、および基本的な労働権と人権に対する悪影響の回避</u> が含まれる。DNSHは、公正で均衡の取れた、環境的に一貫性のある移行を促進するためのセーフガードとして機能する
5. インパクト重視の活動	短期から長期にわたる脱炭素化目標に有意義に貢献すべきであり、長期にわたる排出削減に向けたより広範な戦略の一環として、定量的に測定されるか、あるいは定性的に正当化されるかに関わらず、温室効果ガス（GHG）排出削減の具体的な効果を実証すべき
6. 低炭素への代替案の不在	世界的な移行における各国・各セクターの多様な移行経路、出発点、依存関係を認識した上で、現地の状況において技術的および／または経済的に実現可能であり、かつ借り手が実施することが実質的に可能な低炭素代替案が存在しないことが条件

LMA等によるトランジション・ローンガイドの概要②

- LMA等が同文書で公表したトランジション・ローン原則のドラフト案は、1. 組織レベルの移行戦略 2. 調達資金の使途 3. プロジェクトの評価と選定のプロセス 4. 調達資金の管理 5. レポーティング、の5つの主要要素で構成されている。
- 同ドラフトの内容は下表のとおり。

LMA等が提示したトランジション・ローン原則（案）の概要

主要要素	概要
1. 組織レベルの移行戦略	・ 借り手が、信頼性の高い組織レベルの移行戦略を提示することは、トランジション・ローンの中核をなす要素 ・ 当該戦略は、公表済み、または現在策定中の移行計画もしくは計画策定プロセス；および／または認められた移行フレームワークや科学に基づく脱炭素化経路との整合性を示す、堅固な指標セットに基づいて実証されるべき
2. 調達資金の使途	・ ローンによる調達資金を適格なトランジション・プロジェクトへ充当することが基本的な決定要因。ローンに関連する文書や、資金調達に関する資料、トランジション・ローンフレームワークなどに適切に記述されなければならない ・ トランジション・プロジェクトには、パリ協定の目標にはまだ合致していないものの、実体経済の脱炭素化に有意義に寄与する資産、投資、および研究開発（R&D）などの関連・支援的な資本支出および／または運営費が含まれる。これらのプロジェクトは、特定の期間内に定量化可能かつ実質的かつ明確な温室効果ガス（GHG）排出削減を実現し、GHG排出量ネットゼロに向けた信頼性の高い道筋にあるものである ・ なお、トランジションプロジェクト全体、あるいは、より広範な脱炭素化戦略に不可欠な、資本支出（Capex）、運営費（Opex）、研究開発（R&D）、および／または段階的廃止に関連する支出といった移行プロジェクトの個々の構成要素に対して資金を提供することが可能 ・ 適格なトランジション・プロジェクトには、信頼性の高い国家、地域、または市場ベースのタクソノミーで認められているカテゴリーやロードマップ、市場ガイダンスに基づく活動に属するものが含まれる
3. プロジェクトの評価と選定のプロセス	・ トランジション・ローンの健全性と透明性を確保するため、借り手は、適格なトランジション・プロジェクトの選定の根拠およびガバナンスについて、貸し手に明確に伝えるべきである。これには以下が含まれる i. プロジェクトの適格性およびセクター別ロードマップまたはタクソノミーとの整合性 ii. 市場において利用可能な低炭素代替案が存在しないこと iii. 環境・社会リスクの管理 iv. カーボン・ロックイン・リスクの評価
4. 調達資金の管理	・ 専用勘定で入金するか、又は借り手が適切な方法で資金管理・追跡しなければならない ・ 調達資金の管理については、借り手が、トランジション・プロジェクトに関する借入債務および投資業務と連動した正式な内部プロセスを通じて、その適正性を証明しなければならない ・ 借り手は、未充当資金の残高について、一時的な運用を予定している場合は、その種類を貸し手に開示しなければならない
5. レポーティング	・ 透明性を確保、進捗状況を開示し、説明責任を果たすためには、達成された／期待されるインパクトや気候面での便益について定期的に報告を行う必要がある。このために借り手は、調達資金の使途に関する最新の情報を作成し、容易に入手可能な形で開示し、それを続けるべきである ・ 当該情報は、トランジション・ローンが全額配分されるまで（リボルビング・クレジット・ファシリティの場合は融資満期まで）、少なくとも年1回更新され、かつ重要な進展があった場合には速やかに更新されなければならない

ICMA Climate Transition Bond Guidelines – FAQ概要

- 国際資本市場協会（ICMA）は、2026年6月にCTBGの解釈や適用方法を補足・明確化するためのFAQを公表。
- 同文書では、トランジションの概念については、グリーンとの明確な線引きは本質的に困難であり、どちらに分類するかは発行体に委ねられるものとしている。

FAQ概要

	回答概要
CTプロジェクトの適格判定	- CTBGはClimate Transitionプロジェクト（以下「CTプロジェクト」という。）を、グリーンプロジェクトを補完・拡張する、高排出活動の脱炭素化を支援するプロジェクトとして位置付けている。しかしながら、両者の明確な線引きは本質的に困難であり、プロジェクトを「グリーン」または「トランジション」のいずれに分類するかは発行体自身の評価、方法論に基づき発行体に委ねられる。 - CTBGの付録に掲載されたCTプロジェクトのリストに該当しない場合でも、温室効果ガス排出の削減に貢献し、CTBGに列挙されたセーフガードを満たす場合には、適格となり得る。
CTBの利用	債券が、グリーンプロジェクトとCTプロジェクトの双方を資金使途を含む場合、ラベルの選択は発行体の判断に委ねられる。資金使途の大部分がCTプロジェクトに該当する場合はCTBラベルの利用が推奨されるが、その判断根拠や資金配分等について透明性高く開示することが求められる。 - CTB、グリーンボンド、サステナビリティボンドは脱炭素化に向けて補完的に活用可能であるが、対象資産や適格基準を明確に区分し、適格資産の二重計上を避ける必要がある。 - CTBで資金調達可能なローンには、種類上の制限はなく、発行体のCTBフレームワークに定められた適格性基準を満たし、CTBGと整合するローンであれば対象となり得る。ただし、実務上は資金使途を明確に特定可能な資金使途特定型の融資が中心となる。
適用要件	- CTBフレームワークとCTFHとの「ベストエフォート」による整合は、4つの主要要素すべてを満たすことを必須とするものではなく、遵守できる要素については開示を行い、未達の項目についてはその理由と開示に向けた今後の対応方針を説明する「Comply or Explain」の考え方にに基づくものと理解されるべきである。 - CTBの発行にあたり、SBTiなどの外部検証を受けた科学的根拠に基づくポートフォリオ目標の保有は信頼性を高めるものの、必須ではない。
発行体	- CTBの発行体は、必ずしも「削減困難（hard-to-abate）」セクターに属している必要はなく、CTBGのセーフガード等の要件を当該債券が満たす限り、いかなるセクターの発行体でもCTBを発行可能。 - CTBの発行体が金融機関の場合、資金供給は融資・投資を通じた間接的な性質を有するため、金融機関自身の移行戦略・ガバナンスと、資金供給の対象となる活動の選定、組成、管理との整合性がCTBGの適用において重視される。 - CTBの発行体がサブリン（各国政府）の場合、NDCはCTBGが求める気候移行戦略の一部となり得るが、それだけでは不十分であり、長期的な気候目標を実行に移す実施ロードマップ、財政方針、投資計画、長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略（LT-LEDS）、関連法制度やタクソノミー等を含む政策枠組み等を示し、CTBの資金使途との整合性を示すことが重要である。
開示・報告	- CTB発行時にカーボン・ロックインのリスクの評価方法をフレームワーク等で開示すべきである。開示内容には、資産の稼働年数、代替手段やセクター別経路と比較した排出強度、長期ネットゼロ目標との整合性、将来の改修・削減計画、参照した方法論等が含まれる。 - 発行体がCTBでトランジション・ローン・ポートフォリオを資金調達する場合、発行後の報告では、当該資金調達がCTBフレームワークの適格基準を満たしていることに加え、ローン件数、セクター別内訳、資金供給されたプロジェクト事例、排出削減効果の集計等ポートフォリオ全体の集計報告が望ましい。また、外部レビューの活用も推奨される。他のラベル付き債券の報告とは区別して報告することが求められる。

ICMA Climate Transition Bond Guidelines – FAQ詳細

- 以下にCTBGのFAQのうち、グリーンプロジェクトに関連する項目について抜粋する。

Q1:CTプロジェクトとグリーンプロジェクトはどのように区別されるか。

GBPによれば、グリーンプロジェクトには、明確な環境上の便益をもたらす、気候変動の緩和、気候変動への適応、天然資源の保全、生物多様性の保全、ならびに汚染の防止および管理といった環境目的に貢献する、資産、投資および活動が含まれる。また、研究開発（R&D）など、これらに関連し支援するその他の支出も含まれる。気候変動の緩和および適応に関連する場合、グリーンプロジェクトはネットゼロ排出経済の実現を促進する。

CTBGで定義されているとおり、CTプロジェクトには、高排出活動に関連し、温室効果ガス（GHG）排出の実質的かつ定量可能な回避、削減、または除去につながる資産、投資および活動、早期段階的廃止および廃止措置、ならびに研究開発（R&D）などのその他の支出が含まれる。CTプロジェクトは、パリ協定の目標を追求するうえで、GBPに基づくグリーンプロジェクトの範囲を補完し、それを超えるものである。CTプロジェクトには、CTBGに記載されたセーフガード（化石燃料インフラまたは活動に関連するCTプロジェクトに対する特定のセーフガードを含む）が適用され、発行体はこれらを満たすか、またはどのように満たすことを目指しているかを説明すべきである。

CTBGは、CTプロジェクトとグリーンプロジェクトの間に線引きを行うことは本質的に困難であり、その理解は国・地域や発行体の状況によって異なり得ることを認識している。プロジェクトを「グリーン」または「トランジション」のいずれに分類するかを選択は、最終的には発行体自身の評価および方法論に基づき、発行体に委ねられる。

発行体による評価は、以下を参照することができる。

- (i) タクソノミーに存在する野心度および技術的性能閾値の水準（例：グリーンとアンバー、技術的スクリーニング基準、脱炭素化措置）
- (ii) ネットゼロ／脱炭素化の経路およびロードマップ
- (iii) 確立された市場慣行および投資家の期待
- (iv) 発行体の移行戦略および計画の野心度と信頼性を含む、関連する文脈上および技術上の要因

地域別タクソノミーとNDC（国が決定する貢献）が相違する場合、発行体は、当該資産・活動の地域およびセクターに最も適したアプローチを選択し、それを透明性をもって参照することが推奨される。

ICMA Climate Transition Bond Guidelines – FAQ詳細

Q3:債券がグリーンプロジェクトとCTプロジェクトの両方を資金使途とする場合、発行体は当該債券をグリーンボンドまたはCTBのいずれとして指定するかを自由に選択できるのか。

発行体は、当該債券が資金供給する適格プロジェクトについての自らの評価に基づき、当該債券をグリーンボンドまたはCTBのいずれとして指定するかを決定することができる。

CTBGは、定義およびセーフガードとともに、信頼性のあるCTプロジェクトへの資金供給に関するガイダンスを提供しており、付録にはCTプロジェクト分類の予備的かつ非網羅的なリストも示している。CTプロジェクトとグリーンプロジェクトの間に線引きを行うことは本質的に困難であるため、CTBGは分類について最終的な判断を行うことを目的としておらず、既存のサステナブルボンド発行またはフレームワークの下で資金充当済みまたは予定されているプロジェクトの自動的な分類または再分類を示唆するものでもない。したがって、分類は、発行体が事業を行う地域の文脈に応じた自らの評価および方法論に基づき、発行体に委ねられる。また、指定の如何にかかわらず、CTBGに定められたセーフガードと整合しているべきである。

それでもなお、CTBGは、発行体が判断するところにより、調達資金のすべて、または意味のある割合がCTプロジェクトに充当される予定である場合、資金使途特定型債券にCTBラベルを使用することを推奨している。何をもって「意味のある」とするかについては、サステナブルファイナンスにおける一般的な重要性の閾値や、より広範な市場慣行、ならびに発行体の移行戦略および計画の文脈を踏まえて判断することができる。発行体は、自らのアプローチを明確に定義し、その根拠を説明するとともに、CTプロジェクトへの予定充当について透明性のある開示を行うことを奨励する。

また、異なる法域における投資家の期待や市場慣行は、CTプロジェクトが各種債券ラベルの下での適格性に関してどのように見なされ、分類されるかについて、異なり得る点にも留意すべきである。したがって、発行体は、最も適切なラベルおよび関連する開示を決定する際に、この点を考慮することを奨励する。

ICMA Climate Transition Bond Guidelines – FAQ詳細

Q4:CTプロジェクトは、CTBGの付録に記載されているカテゴリー以外のものと整合し得るのか。

整合し得る。付録はCTプロジェクトの例示的かつ非網羅的なリストを示すものであるが、追加的な適格プロジェクトカテゴリーについても、温室効果ガス（GHG）排出の実質的かつ定量可能な回避、削減または除去を支援し、CTBGに列挙されたセーフガードを満たす場合には、適格となり得る。CTプロジェクトカテゴリーの関連性や具体的内容は、地域によっても異なり得る。さらに、技術進歩やイノベーション、ならびに経済性の改善を通じて、低炭素代替手段が利用可能かつ実行可能になるにつれて、これらは時間の経過とともに変化していく可能性が高い。

発行体は、自らの評価を裏付けるため、CTBGに示された「Process for Project Evaluation and Selection」に関するガイダンスにも従うべきである。

さらに、CTBG付録に記載された適格プロジェクトカテゴリーに該当するプロジェクトであっても、すべての法域において自動的に適格となるわけではなく、また必ずしも発行体自身の移行戦略およびセーフガードと整合するわけでもない。関連する国・地域のタクソノミー、経路または政策枠組みが、特定の活動もしくはプロジェクトを明示的に除外している場合、またはそれを地域の脱炭素化経路と整合しないものとみなしている場合、当該活動またはプロジェクトは、セーフガードを含むCTBGの中核的構成要素を満たす可能性は低い。

Q5:CTBの発行体は、常に「排出削減が困難（hard-to-abate）」なセクターに属している必要があるのか。

CTBの発行体は「排出削減が困難」なセクターに属している必要はない。CTBGのセーフガードを含む中核的構成要素を当該債券が満たしていれば、いかなるセクターの発行体でもCTBを発行することができる。

銀行、国際機関、ソブリンおよび政府系機関の発行体のように、移行へのエクスポージャーが主として融資または投資を通じたものである場合、「排出削減が困難」という側面は、発行体自身のレベルではなく、顧客の基礎となるセクターおよび／またはそれらが資金供給するプロジェクトのレベル（例：鉄鋼、セメント、大型輸送）において最も関連性が高い。このような主体が発行するCTBは、資金供給されるポートフォリオが、顧客、関連セクターおよび／またはより広範な経済の移行をどのように支援するのかを明確に説明すべきである（Q6も参照）。

ソブリンおよび政府系機関は、通常、企業セクターのタクソノミーに分類されるものではなく、「排出削減が困難」という概念は直接的には適用しにくい場合がある。これらの発行体については、むしろ、CTBが予算措置および政策措置を通じて、当該法域全体の気候移行戦略（例：NDCまたは長期戦略の実施）をどのように支援するのか、また、関連する場合には、それらの措置が国民経済の「排出削減が困難」な部分の移行にどのように貢献するのかに重点が置かれる場合がある。

ICMA Climate Transition Bond Guidelines – FAQ詳細

Q8:CTBを発行する際、発行体はカーボン・ロックイン・リスクの評価に用いた方法論について、どの程度詳細に開示する必要があるのか。

カーボン・ロックインを評価するための自らのアプローチを、例えば債券フレームワークまたはその他の適切な場所において、公表すべきである。

これには、例えば、プロジェクト評価に用いた基準の概要を含めることができる。具体的には、当該資産の想定稼働期間、利用可能な代替手段およびセクター別経路と比較した排出強度、長期的なネットゼロ目標との整合性、将来的な改修または排出削減に関する計画（例：CCS／CCUへの対応可能性）、ならびに参照した方法論などが含まれる。

Q9:CTB、グリーンボンドおよび／またはサステナビリティボンドは、移行目標を支援するために補完的に活用できるのか。

グリーンボンド、サステナビリティボンドおよびCTBは、発行体および投資家が自らのポートフォリオの脱炭素化を達成し、さらに広くは、全体的な移行計画および実体経済への資金供給におけるシステム上の役割を支援するための、補完的な手段となり得る。発行体が、異なるラベルを用いて適格プロジェクトの個別のポートフォリオを管理しようとする場合、各ポートフォリオのガバナンスを明確に説明し、それぞれのラベルの中核的構成要素との整合性を示すとともに、異なる金融商品タイプ間で適格資産が二重計上されないよう確保すべきである。一部のカテゴリーが複数のラベルの下で参照される場合（例：グリーンボンドとCTBの双方におけるエネルギー効率）、各ラベル付きポートフォリオ（例：グリーンまたは移行）について、適格性に関するそれぞれ異なる閾値を明確に定義すべきである。

本資料の構成

1. 新規策定・改定された国内計画等
2. 国際的なガイダンス等への対応
- 3. 発行事例調査結果**
4. 市場動向

グリーンイネーブリングプロジェクトの発行動向

- Green Enabling Project Guidance（GEPガイダンス）に基づいた資金調達を実施した事例として、明確に公表されている事例は、以下のとおり。フレームワークの変更のみの事例は、グレイアウトしている。

発行体/借り手 (業種)	資金 調達 手段	発行時期	グリーンボンド等の 分類区分※ 1	小分類 ※ 2	資金使途	出所
クレハ (化学)	ボンド	2024年 7月	6 クリーンな運輸	6-1	車載用リチウムイオン二次電池（LIB）向けフッ化ビニリデン樹脂（PVDF）生産に係る設備投資 ※PVDFは、欧州PFAS規制案の対象に含まれるが、ストックホルム条約（POPs条約）において今後規制対象になることが見込まれている対象物質（LC-PFCA）に該当しない。	
住友金属鉱山 (非鉄金属)	ローン	2024年 9月	3 汚染の防止と管理 6 クリーンな運輸	3-1 6-1	車載二次電池用正極材の増産に向けた別子地区の新工場建設並びに播磨事業所及び磯浦工場の設備増強に係る設備投資	
リョービ (機械)	ローン	2025年 8月	6 クリーンな運輸	6-1	BEVの普及に資する超大型ダイカストマシンを用いた大型部品の一体成形（ギガキャスト）による自動車部品の試作サービス（設計、試作金型、試作品）提供に向けた工場の建設資金（建物、設備）	
三菱重工業	ボンド	—	—	—	水素焚きガスタービン（100%水素発電用）	
カナデビア	ボンド	—	—	—	フラップゲートなどが該当するものと想定。津波、高潮などの自然そのものの力を最大限に利用した、無動力で人為操作不要の水災対策設備に係る支出。（事業例） neo RiSe、フラップゲート式稼働防波堤 以下のいずれかの要件を満たす、電気と水により水素を発生させる装置に関する支出。①再生可能エネルギー由来電力により電解するもの ②水素 1kg 製造あたりの CO2 排出量が CBI 水素基準（2023 年 11 月）に適合すること ③直接、間接の CO2 排出や電力消費量が他の方式と比して少ないこと （事業例） オンサイト型水電解水素発生装置ハイドロスプリング	

※ 1） 「分類区分」及び「小分類」については、事務局が資金使途の内容及びグリーンリストを参照し、独自に整理したもの
 ※ 2） 2025年以降の一部の発行事例についてはインパクトレポート未発行のため、実際の資金使途が反映されていない可能性がある

発行事例調査 汚染対策

発行体/借り手 (業種)	資金 調達 手段	発行年	グリーンボンド等の 分類区分※1	小分類 ※2	資金使途（関連する使途のうち、特徴的なものを抜粋）	出所
相模原市（地方自治体）	ボンド	2025 2024 2023	3.汚染の防止と管理	3-2 3-4	高度処理浄化槽、汚水ますの整備、下水道施設の更新など	リンク
兵庫県（地方自治体）	ボンド	2025 2024 2023	1.再生可能エネルギー 3.汚染の防止と管理	1-1 3-4	下水汚泥を利用したバイオガスの生成・固形燃料化する下水汚泥広域処理場整備	リンク
名古屋市（地方自治体）	ボンド	2025	3.汚染の防止と管理	3-2	南陽工場の設備更新（ごみ焼却施設を改修・更新し、不燃・粗大ごみ処理施設を新設）	リンク
グリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク (地方自治体)	ボンド	2026 2025 2024 2023	3.汚染の防止と管理	3-5 3-6 3-7	硝酸性窒素削減事業（家畜排泄物の処理量の増加、地下水に流入する 硝酸性窒素の量の低減 ） 海洋汚染対策（ 海岸漂着物の除去 や赤潮発生の抑制、排出油の流出拡大防止等）	リンク
京都市 (地方自治体)	ボンド	2024	3.汚染の防止と管理	3-5	土壤汚染対策事業（ 土壤汚染の除去による環境汚染の改善及び健康リスクの低減 ）	リンク
川崎市 (地方自治体)	ボンド	2025 2024 2023	3.汚染の防止と管理 (ブルー)	3-6	清掃船(電気推進船)の建造（ 海洋ごみが除去され、水質が保全されるため、環境改善効果が見込まれる ）	リンク
千葉市 (地方自治体)	ボンド	2025 2024 2023	3.汚染の防止と管理 (ブルー)	3-4	下水道施設・設備整備、ポンプ場の整備、浄化センター設備整備	リンク
三谷フーズ (製造業)	ローン	2023	3.汚染の防止と管理	3-7	高効率排水処理設備（浄化槽）の導入	リンク

※1）「分類区分」及び「小分類」については、事務局が資金使途の内容及びグリーンリストを参照し、独自に整理したもの

※2） 2025年以降の一部の発行事例についてはインパクトレポート未発行のため、実際の資金使途が反映されていない可能性がある

発行事例調査 ブルーインフラ・グリーンインフラ①

発行体/借り手 (業種)	資金 調達 手段	発行年	グリーンボンド等の 分類区分※1	小分類 ※2	資金使途（関連する使途のうち、特徴的なものを抜粋）	出所
西武ホールディングス（交通・運輸）	ボンド	2026	4.自然資源・土地利用	4-3	ネイチャープロジェクトである「西武の森」の環境保全地区化（植林、間伐、林道の整備等）に係る新規投資	
鹿島建設（不動産・建設）	ボンド	2026	4.自然資源・土地利用 5.生物多様性保全 10.グリーンビルディング	4-3 5-1 10-1	①同社保養所「KX-FOREST KARUIZAWA」：建設資金のリファイナンスに充当23億円（予定） ②東北支店ビル：建替え資金に充当77億円（予定）	
中央日本土地建物グループ	ボンド	2026	10.グリーンビルディング	10-1	グリーンビルディング適格資産（「内幸町一丁目街区南地区第一種市街地再開発事業」「REVZO新橋」）に係る設備資金、発行済のグリーンボンドにおけるリファイナンス資金に充当予定	
大阪市（地方自治体）	ボンド	2026 2025 2024 2023	8.気候変動に対する適応	8-4 8-5	うめきた2期区域のまちづくり事業における都市公園整備（大規模な都市緑化）などへ充当	
大阪府（地方自治体）	ボンド	2025 2024 2023 2022	4.自然資源・土地利用 8.気候変動に対する適応	4-3 4-4 8-4 8-5	主要河川の河道改修・治水緑地（遊水地）・地下河川及び流域調整池整備事業、府内の保安林における荒廃山地の復旧整備や予防的対策の実施、水源涵養機能等回復・強化のための森林整備、大規模災害発生時の避難場所の確保、府民のレクリエーションやまちの活性化、ヒートアイランド現象による気温上昇の抑制に寄与する公園等施設整備等へ充当	
相模原市（地方自治体）	ボンド	2025 2024 2023	4.自然資源・土地利用 5.生物多様性保全	4-3 4-4 5-1	林道の整備、緑地保全用地の取得、公共施設等の緑化、公園の整備（緑地の創出）、良好な水辺空間の形成、新たに希少生物の生育が確認された場合に、当該生息区域を「生物多様性重要地域」として指定するなど希少生物の保護・研究施設の整備	

※ 1） 「分類区分」及び「小分類」については、事務局が資金使途の内容及びグリーンリストを参照し、独自に整理したもの
 ※ 2） 2025年以降の一部の発行事例についてはインパクトレポート未発行のため、実際の資金使途が反映されていない可能性がある

発行事例調査 ブルーインフラ・グリーンインフラ②

発行体/借り手 (業種)	資金 調達 手段	発行年	グリーンボンド等の 分類区分※1	小分類 ※2	資金使途（関連する使途のうち、特徴的なものを抜粋）	出所
兵庫県（地方自治体）	ボンド	2025 2024 2023	4.自然資源・土地利用 5.生物多様性保全 8.気候変動に対する適応	4-1 4-2 4-3 5-1 8-4 8-7	治水対策の推進を目的とした河川改修、豪雨時の防災・減災対策を目的とした排水機場等の整備、土砂災害防止や温室効果ガスの吸収に資する森林整備、木材生産活動等に必要林道整備、環境創造型農業の推進にかかる施設整備、漁業関連施設・河川環境の整備、コウノトリの生息環境整備などに充当	
京浜急行電鉄（交通・運輸）	ローン	2025	10.グリーンビルディング	10-1	環境負荷低減が期待される品川駅西口地区（高輪3丁目地区）開発に充当	
福井県（地方自治体）	ボンド	2025 2024 2023	4.自然資源・土地利用	4-2 4-3	木造の寮を建設する県立高等学校寮整備事業、県産木材を活用し、老朽化した交番等の建替えを行う駐在所等整備事業など。	
名古屋市（地方自治体）	ボンド	2025	5.生物多様性保全 10.グリーンビルディング	5-1 10-1	瑞穂公園陸上競技場の改築、動植物の展示を通じた環境教育を行う東山動植物園の再生整備など。	
東急不動産ホールディングス（不動産・建設）	ボンド	2025	10.グリーンビルディング	10-1	広域渋谷圏生物多様性グリーンボンド、Forest gate Daikanyama サステナビリティボンドとして発行。Shibuya Sakura Stage、東急プラザ表参道「オモカド」、東急プラザ原宿「ハラカド」、Forest gate Daikanyama、渋谷ソラスタの緑地空間維持管理費用として、生物多様性に配慮した緑地整備	
中日本高速道路（交通・運輸）	ボンド	2025	8.気候変動に対する適応	8-4	近年の気候変動により悪化している自然災害（台風、洪水、高潮等）に対し、当社が管理している高速道路関連インフラの強靱性を高めるプロジェクトに充当	
京都市（地方自治体）	ボンド	2024	4.自然資源・土地利用 5.生物多様性保全 7.持続可能な水資源管理 8.気候変動に対する適応	4-4 5-1 8-3 8-4	京都の庭園文化を活かしたグリーンインフラである雨庭整備事業に充当 その他河川整備、砂防等	

※ 1） 「分類区分」及び「小分類」については、事務局が資金使途の内容及びグリーンリストを参照し、独自に整理したもの
 ※ 2） 2025年以降の一部の発行事例についてはインパクトレポート未発行のため、実際の資金使途が反映されていない可能性がある

発行事例調査 ブルーインフラ・グリーンインフラ③

発行体/借り手 (業種)	資金 調達 手段	発行年	グリーンボンド等の 分類区分※1	小分類 ※2	資金使途（関連する使途のうち、特徴的なものを抜粋）	出所
神奈川県（地方自治体）	ボンド	2025 2024	8.気候変動に対する適応	8-4	河川の緊急対応、 遊水地や流路のボトルネック箇所等の整備（鉄道橋架替など） 、海岸保全施設等の整備、土砂災害防止施設の整備、漁港整備	
群馬県（地方自治体）	ボンド	2024	5.生物多様性保全	5-4	尾瀬国立公園等の環境整備 河川内に緩衝帯を設置（鳥獣被害対策）	
福岡県（地方自治体）	ボンド	2025 2024	4.自然資源・土地利用 5.生物多様性保全 8.気候変動に対する適応	4-2 4-4 5-1 8-4	高等学校等の県有施設の緑化、漁場整備、藻場の造成、河川改修、ため池整備など	
阪急阪神ホールディングス（交通・運輸）	ボンド	2024	4.自然資源・土地利用 5.生物多様性保全	4-4 5-1	うめきた 2 期地区開発事業「グラングリーン大阪」にかかる設備資金・上記に関連したコマーシャル・ペーパーの償還資金： 都市公園の造成を通じた生物多様性に配慮した都市の緑地空間整備及び維持	
福岡市（地方自治体）	ボンド	2025 2024	4.自然資源・土地利用 5.生物多様性保全 8.気候変動に対する適応	8-4	天神地区・重点地区の雨水排水施設、雨水浸透施設の整備 、水路改良、特別緑地保全地区の買い入れによる 緑地保全 、街路樹の新植、アイランドシティはばたき公園の整備	
イオンモール（卸売業・小売業）	ボンド	2025 2023	5.生物多様性保全 10.グリーンビルディング	5-1 10-1	①環境配慮型建物の建設・改修、②太陽光発電への設備投資、再生可能エネルギーに由来する CO2 フリー電源の購入、③EV 充放電設備の導入、④生物多様性に配慮したまちづくり・環境創出に充当	
広島県（地方自治体）	ボンド	2023	4.自然資源・土地利用（ブルー） 5.生物多様性保全（ブルー） 8.気候変動に対する適応	4-4 5-1 8-4	河川改修（浸水被害の防止・軽減に向けた河道拡幅や河床掘削等）、ため池の整備等、土砂災害防止施設の整備、林道の開設、 浅海域での藻場造成	
東急建設（不動産）	ローン	2023	8.気候変動に対する適応 10.グリーンビルディング	8-4 10-1	グリーンビルディング、激甚化する自然災害に対応する工事 - 異常気象時に通行規制がかかる道路の解消、防災、代替路確保 - 河川の洪水・氾濫被害防止・低減に向けた流域治水事業 - 豪雨による浸水対策幹線、 雨水貯留施設 、ポンプ所、水再生センターの整備	

※ 1）「分類区分」及び「小分類」については、事務局が資金使途の内容及びグリーンリストを参照し、独自に整理したもの

※ 2） 2025年以降の一部の発行事例についてはインパクトレポート未発行のため、実際の資金使途が反映されていない可能性がある

発行事例調査 ブルーインフラ・グリーンインフラ④

発行体/借り手 (業種)	資金 調達 手段	発行年	グリーンボンド等の 分類区分※1	小分類 ※2	資金使途（関連する使途のうち、特徴的なものを抜粋）	出所
三重県（地方自治体）	ボンド	2025 2024 2023	4.自然資源・土地利用（ブルー） 5.生物多様性保全（ブルー） 8.気候変動に対する適応	4-4 5-1 8-4	大王沿岸（志摩市）等における藻場造成、林道開設、河川改修、海岸保全施設の改修、砂防事業、農地防災対策事業	
岩手県（地方自治体）	ボンド	2023	4.自然資源・土地利用（グリーン/ブルー） 5.生物多様性保全（グリーン/ブルー） 8.気候変動に対する適応	4-4 5-1 8-4	国定公園・自然公園等施設整備、河川改修事業、砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業、藻場整備（7か所）	
東京都（地方自治体）	ボンド	2025 2024 2023 2022	4.自然資源・土地利用 5.生物多様性保全	4-4 5-1	都有施設の改築・改修（緑化整備）、公園整備、水辺空間における緑化、海上公園の整備、遮熱性・保水性舗装の整備	
愛知県（地方自治体）	ボンド	2025 2024 2023 2022	5.生物多様性保全（グリーン/ブルー） 8.気候変動に対する適応	5-1 8-3 8-4	林道整備、干潟・浅場造成、魚礁漁場整備、貝類増殖場の造成 魚道設置、河川海岸整備、砂防関係施設整備、治山施設等整備	
小田急電鉄（交通・運輸）	ボンド	2019	6.クリーンな運輸	6-2	電力消費量削減効果のある車両の新造及びリニューアル資金、東北沢-和泉多摩川間における複々線化事業、ホーム延伸、ホームドア設置、駅舎および駅周辺の緑化（経堂駅周辺）など、駅改修に係る資金	
三菱地所（不動産・建設）	ボンド	2018	5.生物多様性保全	5-1	「東京駅前常盤橋プロジェクト」A棟建設に関連する支出：先行供用広場として計画されている約 7,000 m ² の大規模広場のうち、約 3,000 m ² については、面積の約 1/3 程度の緑化面積を想定	

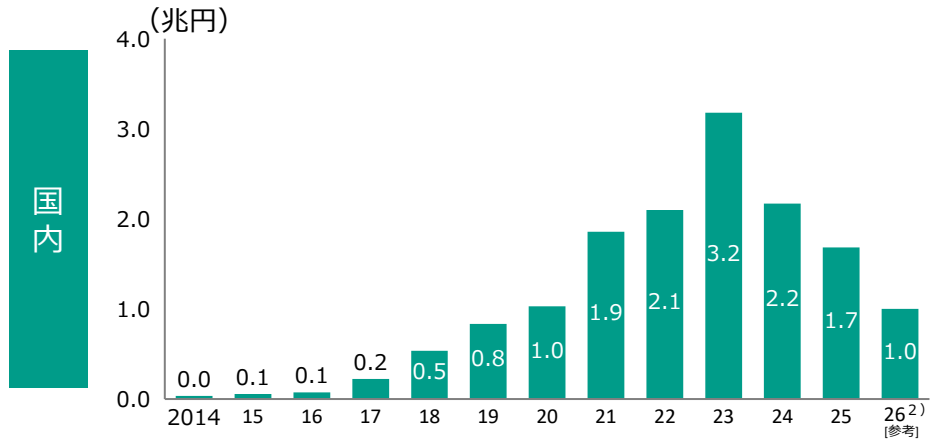
※ 1） 「分類区分」及び「小分類」については、事務局が資金使途の内容及びグリーンリストを参照し、独自に整理したもの
 ※ 2） 2025年以降の一部の発行事例についてはインパクトレポート未発行のため、実際の資金使途が反映されていない可能性がある

本資料の構成

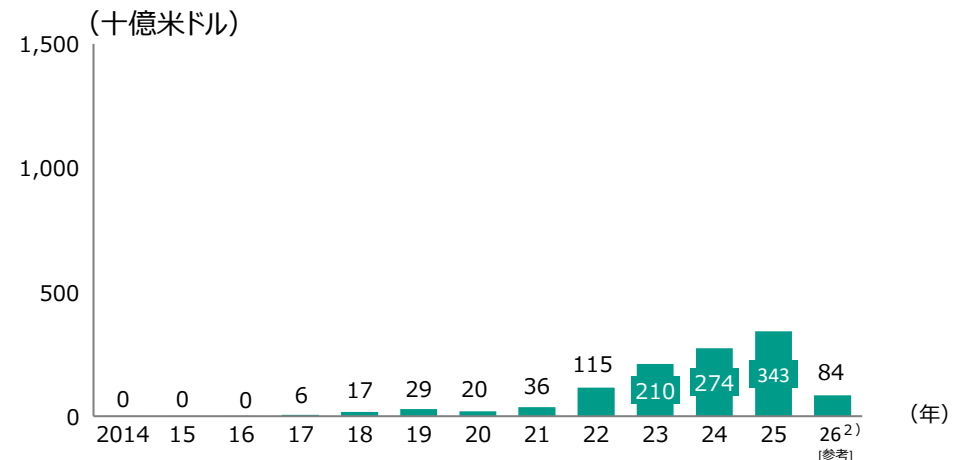
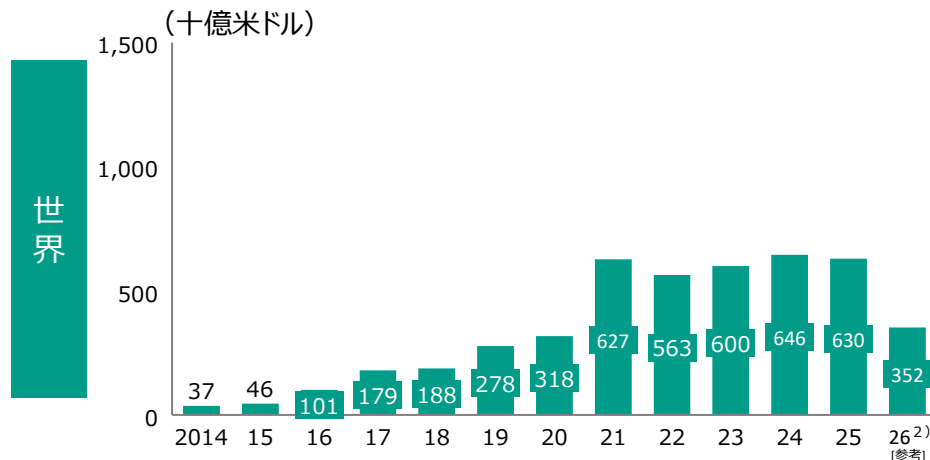
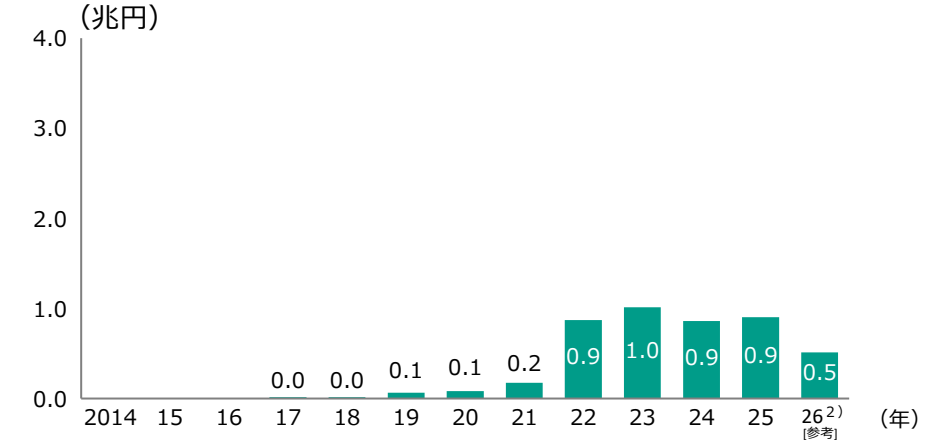
1. 新規策定・改定された国内計画等
2. 国際的なガイダンス等への対応
3. 発行事例調査結果
- 4. 市場動向**

国内グリーンボンド/グリーンローン市場規模 ①国内外比較

グリーンボンド 発行額の推移



グリーンローン¹⁾ 組成額の推移



1. 国内のグリーンローンについて、金額非公表の案件は金額を計上していない

2. 2026年は6月30日までの実績値

出所: 環境省 「グリーンファイナンスポータル」

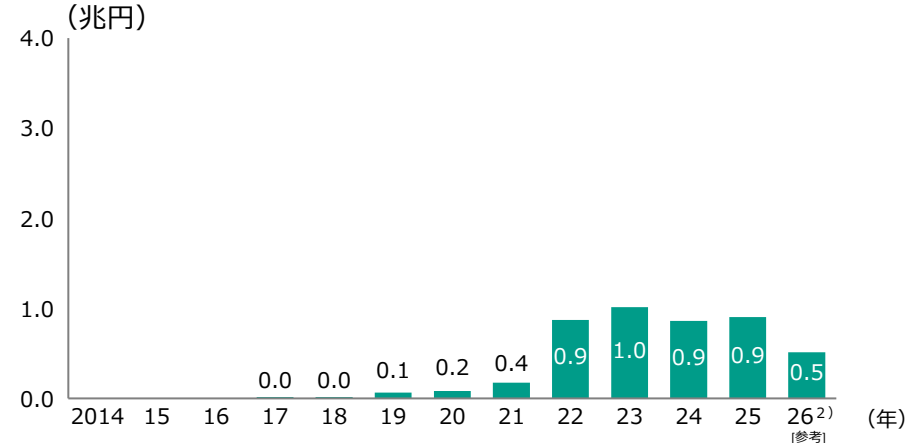
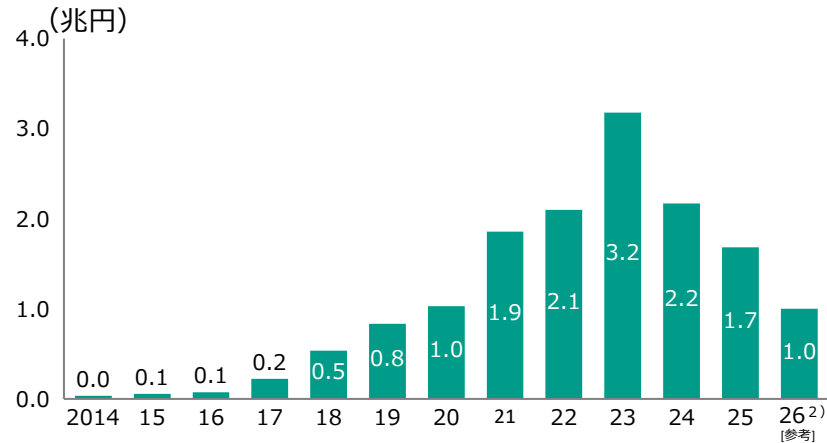
国内グリーンbond/グリーンローン市場規模 ②金額・件数

グリーンbond/グリーンローン商品別発行・組成額、件数、及び1件当たり平均額の推移

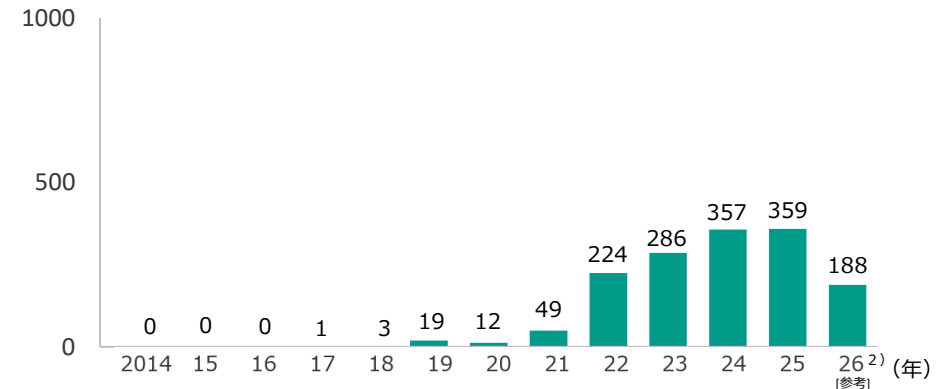
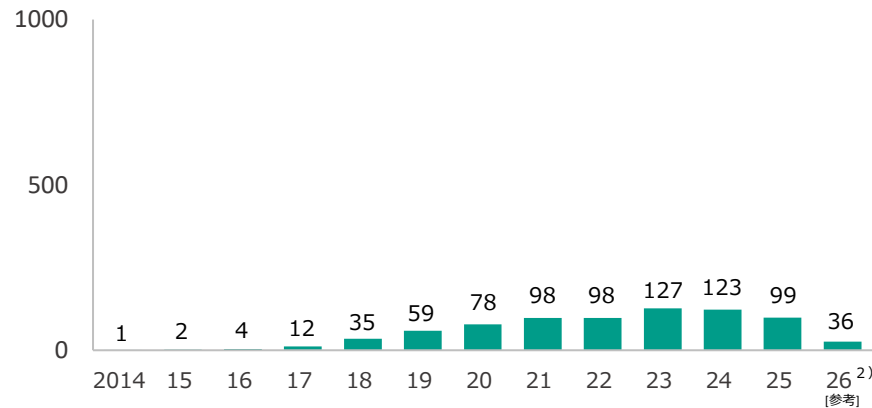
グリーンbond

グリーンローン¹⁾

① 金額ベース



② 件数ベース



1. 国内のグリーンローンについて、金額非公表の案件は金額を計上していない

2. 2026年は6月30日までの実績値

出所: 環境省 「グリーンファイナンスポータル」

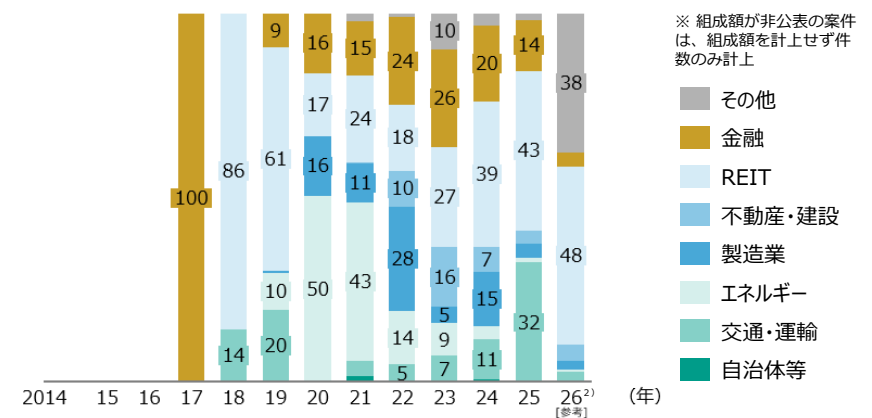
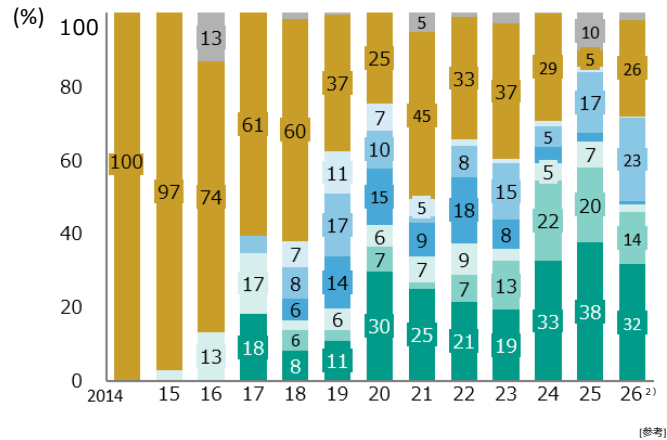
国内グリーンボンド/グリーンローン市場規模 ③調達者セクター

グリーンボンド/グリーンローン商品別発行・組成額、件数、及び1件当たり平均額の推移

グリーンボンド

グリーンローン¹⁾

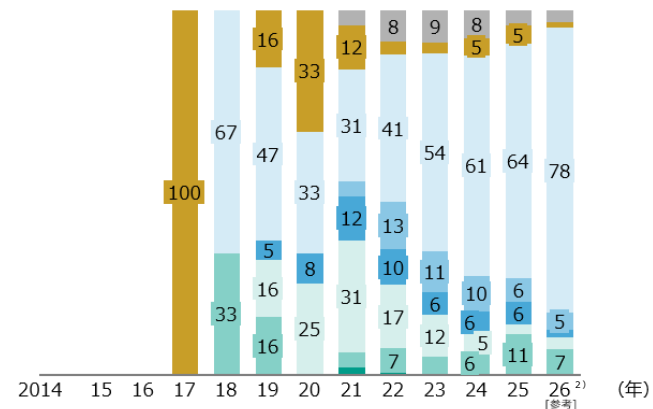
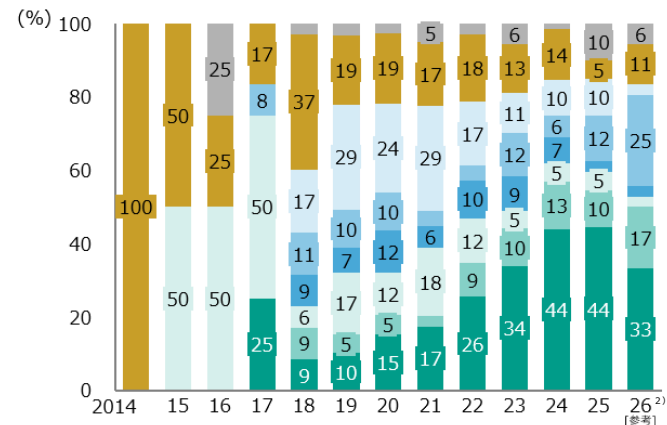
① 金額ベース



※ 組成額が非公表の案件は、組成額を計上せず件数のみ計上

■ その他
 ■ 金融
 ■ REIT
 ■ 不動産・建設
 ■ 製造業
 ■ エネルギー
 ■ 交通・運輸
 ■ 自治体等

② 件数ベース



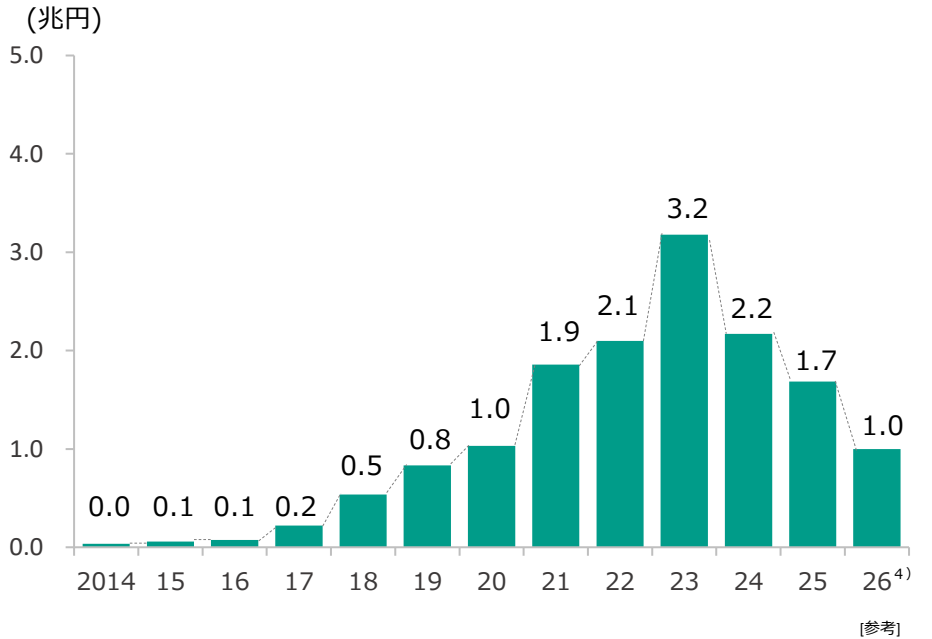
1. 国内のグリーンローンについて、金額非公表の案件は金額を計上していない

2. 2026年は6月30日までの実績値

出所: 環境省 「グリーンファイナンスポータル」

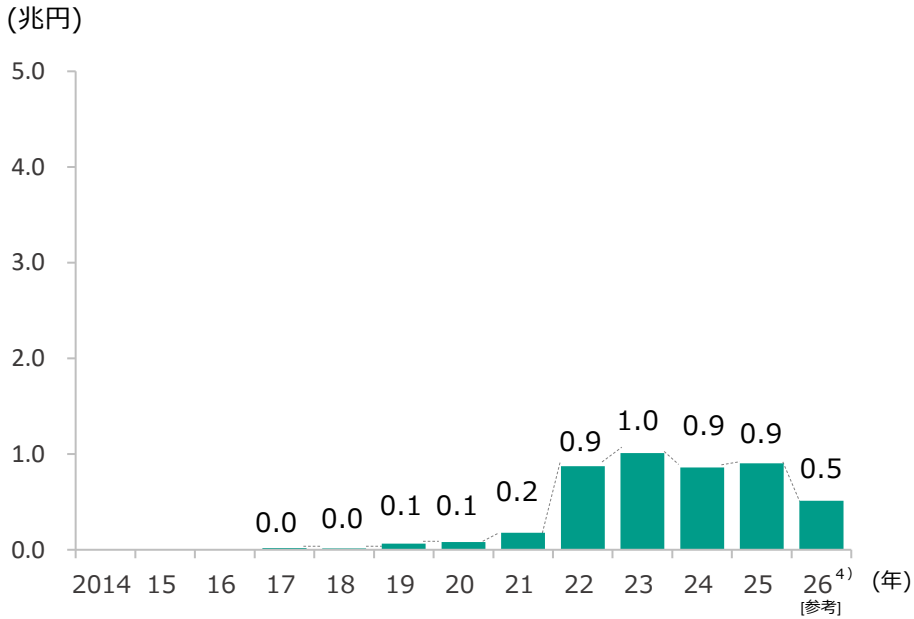
国内グリーンボンド/グリーンローン市場規模 ④ボンド/ローン別

グリーンボンドの発行額の推移



国内公社債 発行額 (兆円)	29.1	25.7	28.4	29.0	28.6	31.1	32.2	29.9	24.5	27.6	27.9	27.4	13.0 ⁴⁾
国内公社債発行 額に占めるGB の割合 (%)	0%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	6%	9%	12%	8%	6%	8%

グリーンローンの組成額の推移³⁾



設備資金 新規貸出額 (兆円)	34.1	36.8	39.5	39.9	38.8	39.8	36.8	34.8	40.0	42.7	43.8	47.7	26.9
設備資金新規貸出 額に占めるGLの割 合 (%)	-	-	-	0%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	2%	2%	2%

1. 公募公共債のうち国債を除いたもの（地方債及び政保債）並びに公募民間債（財投機関債等、普通社債、資産担保型社債、転換社債、金融債、非居住者債）の発行額；
 2. 設備資金新規貸出額の総貸出額から個人向けを除いたもので、国内銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫及びその他金融機関について、暦年ごとに集計した額；
 3. 国内のグリーンローンについて、金額非公表の案件は金額を計上していない；4. 2026年6月30日までの実績値
 出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」；日本証券業協会「公社債発行額・償還額等」（2026年8月23日閲覧）；日本銀行「貸出先別貸出金」（2026年8月23日閲覧）

国内グリーンボンド/グリーンローン市場規模 ⑤利用回数

国内グリーンボンド/グリーンローン商品別発行・組成額及び件数（資金調達者の調達回数別）の推移

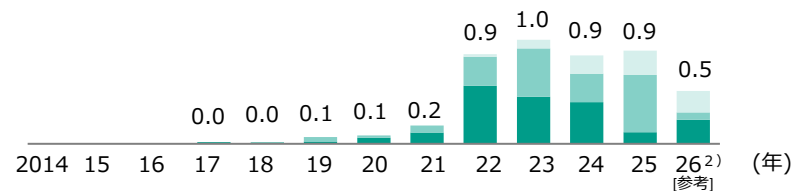
10回目～ 2～9回目 1回目

グリーンボンド

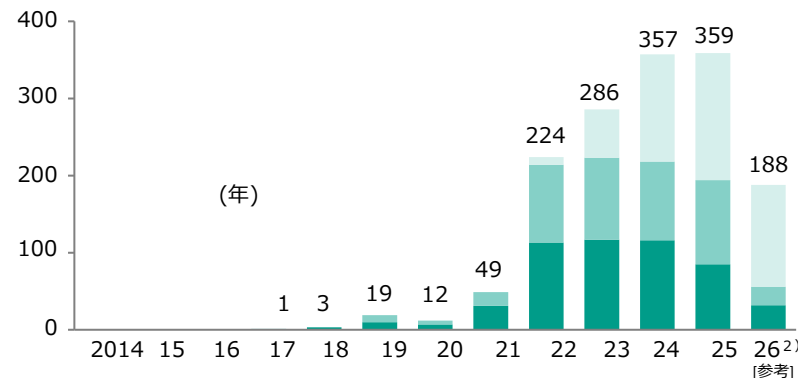
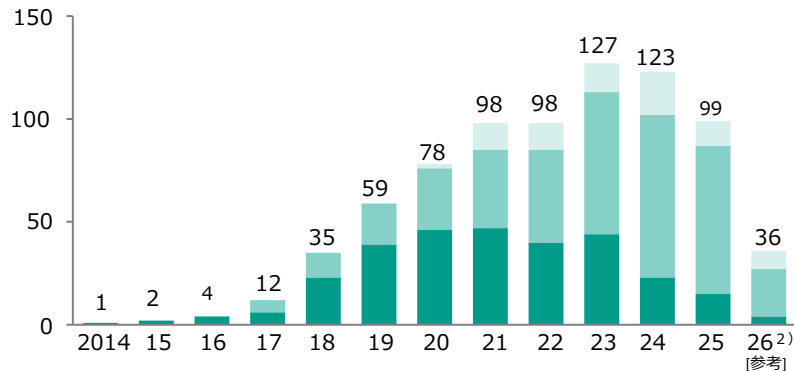
(兆円)



グリーンローン¹⁾



(件)

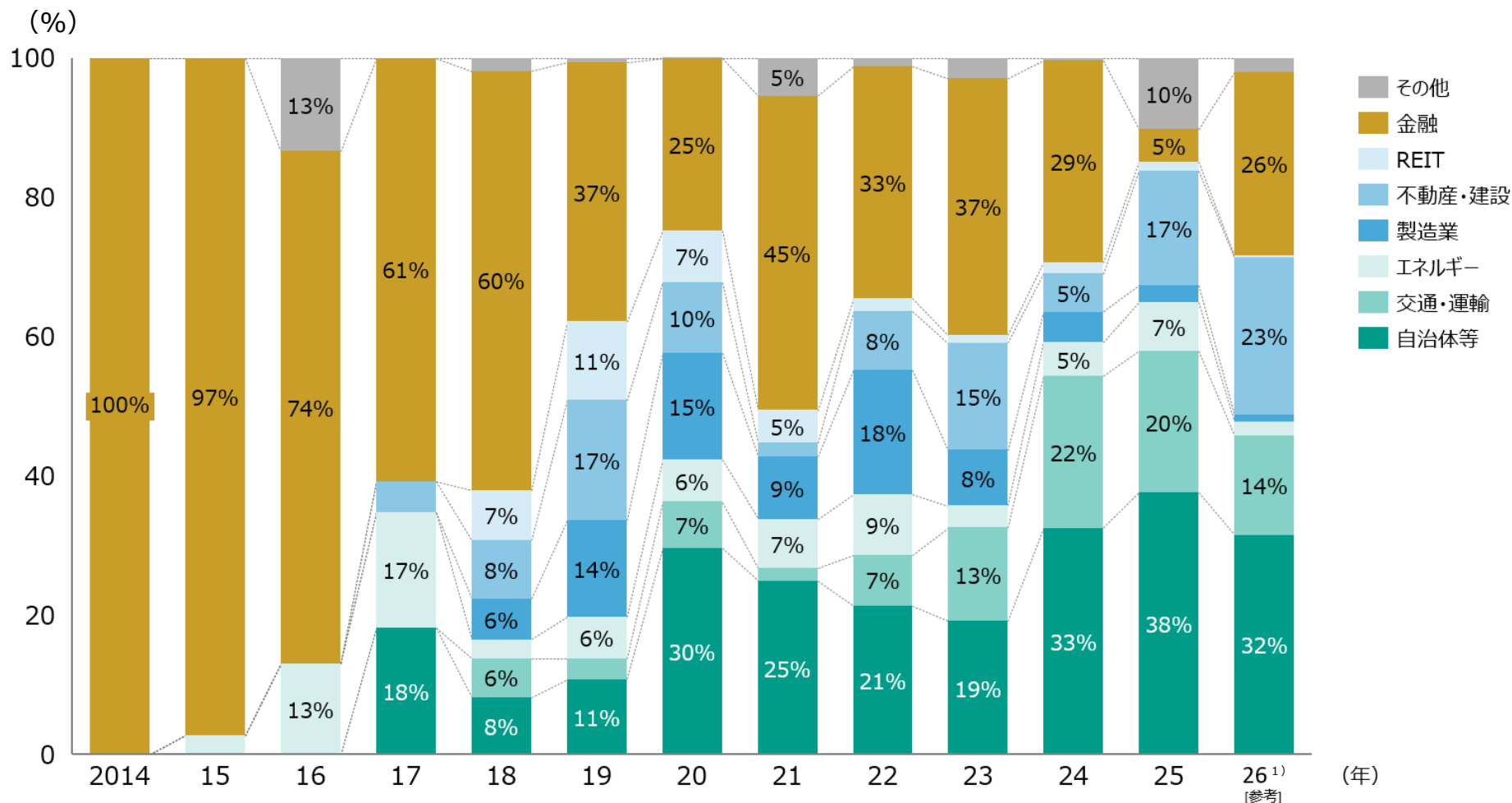


1. 国内のグリーンローンについて、金額非公表の案件は金額を計上していない

2. 2026年は6月30日までの実績値

ラベル別 ①グリーンボンド (1) 発行セクター

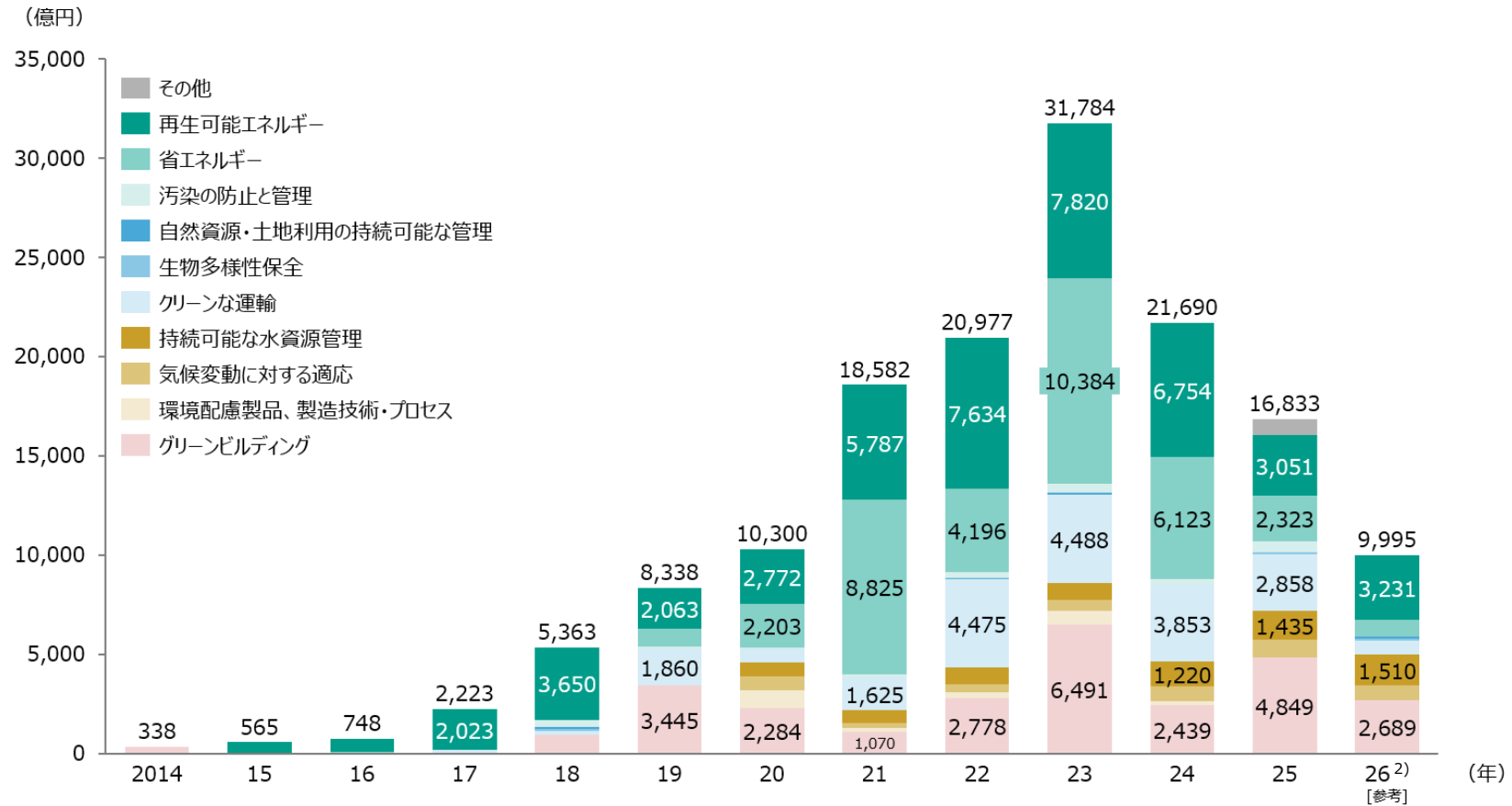
グリーンボンドのセクター別発行額の割合推移



1. 2026年は6月30日までの実績値
出所: 環境省 「グリーンファイナンスポータル」

ラベル別 ①グリーンボンド (2) 資金用途¹⁾

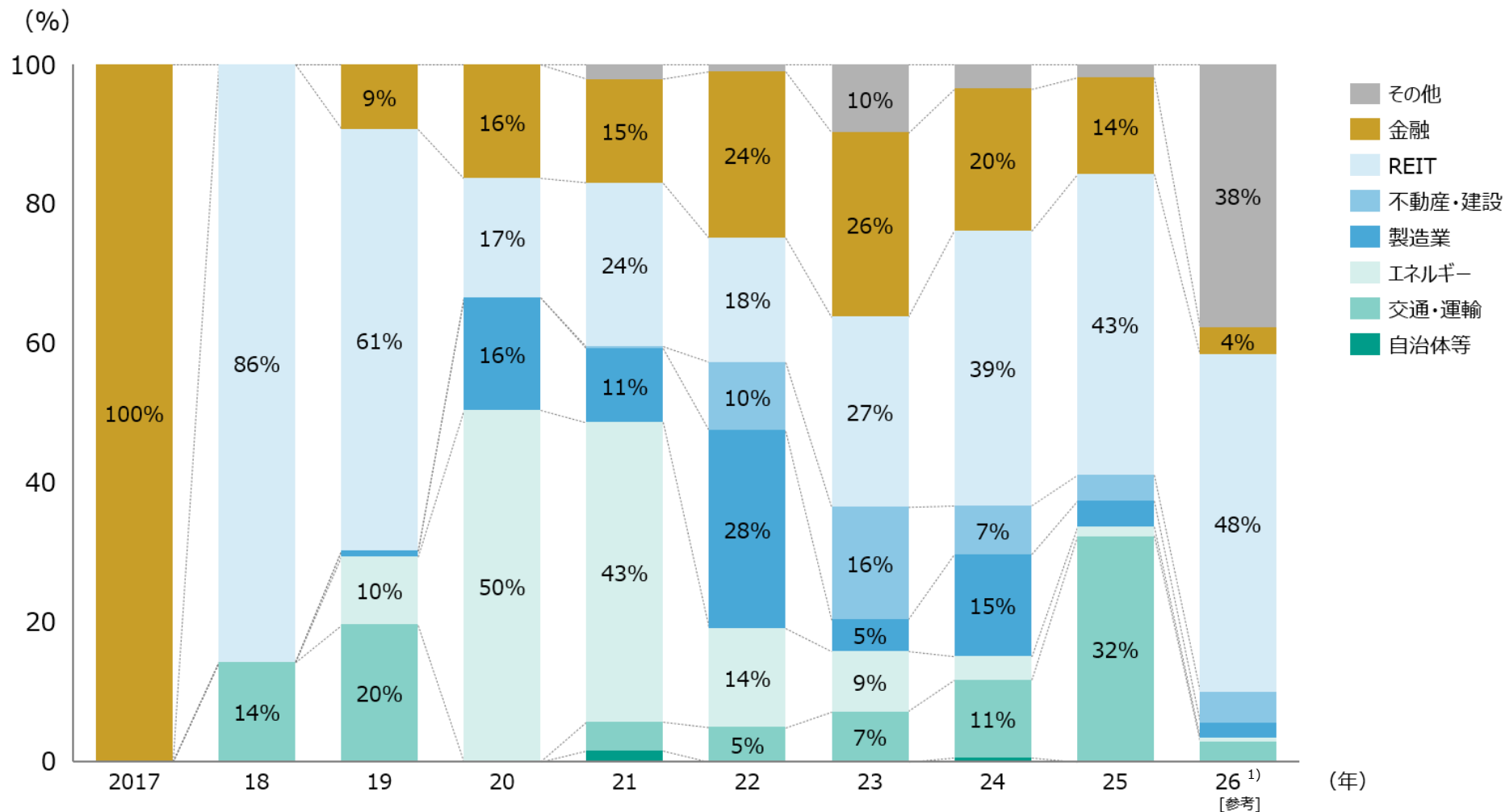
グリーンボンドの資金用途別・発行額の推移



1. 資金用途は、グリーンリスト（グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドラインの付属書1）における大分類で、各ボンドについて、発行体等による報道発表資料、フレームワーク、セカンド・パーティ・オピニオン（SPO）等をもとに事務局で資金用途の分類を判断したもの。複数資金用途があるものについては、主要な用途と思われるものに分類；2. 2026年は6月30日までの実績値
出所：環境省 「グリーンファイナンスポータル」

ラベル別 ②グリーンローン (1) 発行セクター

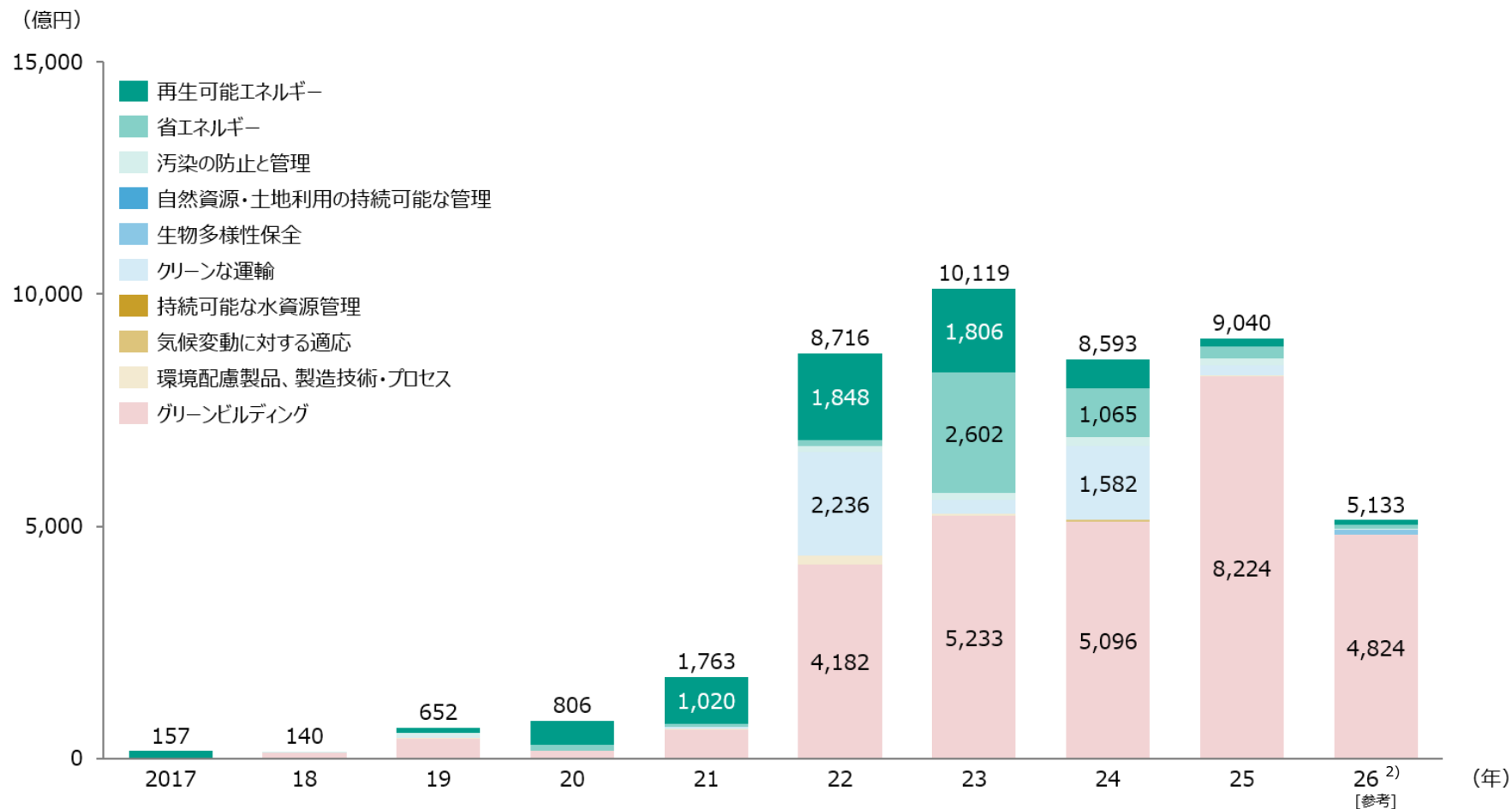
グリーンローンのセクター別組成額の割合の推移



1. 2026年は6月30日までの実績値
出所: 環境省 「グリーンファイナンスポータル」

ラベル別 ②グリーンローン (2) 資金使途¹⁾

グリーンローンの資金使途¹⁾別組成額の推移



1. 資金使途は、グリーンリスト（グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドラインの付属書1）における大分類で、各案件について、資金調達者等による報道発表資料、フレームワーク、セカンド・パーティ・オピニオン（SPO）等をもとに事務局で資金使途の分類を判断したもの。複数資金使途があるものについては、主要な用途と思われるものに分類；2. 2026年は6月30日までの実績値
出所：環境省 「グリーンファイナンスポータル」